

米子市都市公園（内浜区域）

指定管理者 募集要項

令和7年7月7日
米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）に基づき設置した都市公園の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

併せて、都市公園の指定管理者には、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき設置した緑地その他都市公園に類似する施設で本募集要項に掲げるもの（以下「緑地等」という。）の管理を行わせるものとする。

1 施設の概要

別添１から別添３までのとおり。なお、別添６「指定管理者の管理対象外の施設一覧表」の物件又は別添３「施設概要」の特記事項内で管理対象外として掲げる物件は、管理業務の対象から除く。

2 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

3 募集スケジュール

- (１) 応募書類の提出期間 令和７年７月１４日（月）から同年８月２２日（金）まで
- (２) 説明会 令和７年７月２３日（水）
- (３) 米子市指定管理者候補者選定委員会の調査・審議 令和７年１０月
- (４) 指定管理者候補者の選定結果の通知 令和７年１１月
- (５) 指定管理者の指定 令和７年１２月議会
- (６) 基本協定の締結 令和８年１月又は２月
- (７) 年度協定の締結 令和８年３月

4 指定管理者が行う業務

(１) 法令等の遵守

指定管理者は、都市公園及び緑地等（以下「都市公園等」という。）の管理業務の処理に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 都市公園法、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）及び都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）

イ 地方自治法

ウ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

エ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）

オ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）

カ 米子市都市公園条例（平成１７年米子市条例第１４５号）、米子市都市公園条例施行規則（平成１７年米子市規則第１１１号）及び米子市都市公園有料公園施設管理規則（平成１７年米子市規則第１１２号）

キ 米子市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年米子市条例第３２号）

ク 米子市公有財産規則（平成１７年米子市規則第４２号）

ケ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成１７年米子市条例第２６号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成１７年米子市規則第１８号。以下「手続規則」という。）

コ 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

サ 米子市行政手続条例（平成１７年米子市条例第２５号）

シ 米子市暴力団排除条例（平成２３年米子市条例第２１号）

ス その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を一括して行うものとする。

ア 都市公園等の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

（ア）樹木等の管理及び育成

（イ）施設等の保守点検、補修及び清掃

（ウ）施設等の警備

（エ）電気設備、放送設備及び機械設備の操作

（オ）施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、ファクシミリ使用料金、下水道使用料等）の支払

（カ）施設等に係る安全衛生管理

イ 都市公園等の利用に関すること。

（ア）行為許可等による催し等を円滑に行うことができる環境の整備（催し等への協力、施設等の案内等）

（イ）広報活動の実施

（ウ）利用者の応接（施設等の案内、苦情対応等）

（エ）市が占用許可等を行った物件の確認及び不法占用物件等の確認と報告

（オ）都市公園等の利用の促進に資する事業者との連携及び協力

ウ 都市公園等内の非常時における初動対応に関すること。

（ア）待機及び連絡対応

（イ）被害に関する調査及び報告

（ウ）応急措置

エ その他都市公園等の管理業務のうち、次に掲げるもの

（ア）都市公園等の管理業務の処理に必要な体制の整備

（イ）情報の公開及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する措置

（ウ）防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置

（エ）事業計画書及び事業報告書の作成及び提出

（オ）経営状況を説明する書類の作成及び提出

（カ）都市公園等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出

（キ）市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市都市公園の運営に関する意見交換会への出席

（ク）その他都市公園等の管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げるところにより、都市公園等の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

（ア）指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。

（イ）指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての都市公園等の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な都市公園等の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、都市公園等の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。

イ 基本的事項

（ア）都市公園等の管理業務の詳細は、別添5の「指定管理者による米子市都市公園等管理業務仕様書」を参照するものとする。

（イ）指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

（ウ）指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（エ）指定管理者は、都市公園等の運営に係る企画を実施する場合は、あらかじめ、その内容

を市と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、職員のうちから、統括責任者1人を、これを補佐する者1人を定めることとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定管理者の指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、都市公園等の施設等及び都市公園等に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、当該備品を廃止した場合は、代替の備品の貸与は行わない。
また、指定管理者は、都市公園等にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市に報告しなければならない。
 - (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。
 - (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (エ) 指定管理者は、手続規則第5条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市長に提出しなければならない。
 - (オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を受けた一部の業務（清掃、電気保安、警備等）については、この限りでない。
 - (カ) 指定管理者は、都市公園等のモニタリングに関して、市の指示に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを市に提出しなければならない。
- (4) その他
- 指定管理者は、指定の期間の中途において新たに生じた都市公園等に係る管理業務を、市長の指示に基づき行わなければならない。なお、当該新たに生じた管理業務に係る管理経費の取扱いについては、その都度、指定管理者と協議する。

5 市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) 米子市都市公園条例第8条、都市公園法第5条若しくは第6条又は地方自治法第238条の4第7項の規定による都市公園等に関する許可に関すること。
- (2) (1)の許可に伴う米子市都市公園条例第12条若しくは第13条又は米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づく都市公園等に関する使用料の調定及び徴収に関すること。
- (3) (1)の許可に伴う電気設備又は水道設備の使用に係る経費の調定及び徴収に関すること。

6 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、都市公園等の管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

指定管理料の参考価格（上限額）の指定期間総額は、526,249,060 円とする。

7 市と指定管理者との責任の分担

次の表の左欄掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

事 項		責任の区分
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。
施設等の修繕	修繕額が 60 万円以上のもの（指定管理者が定期的な点検、応急対応等を怠ったことに起因する修繕を除く。）及び災害復旧（本格復旧に限る。）	市
	修繕額が 60 万円未満のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市
利用者に係る損害賠償保険（指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるものに限る。）への加入		市（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。）

8 その他の条件

- （1）指定管理者は、都市公園等の管理業務を開始する日までに、YONAGO パブリックパーク・パートナーズ共同事業体から事務引継ぎを受けなければならない。
- （2）指定管理者は、都市公園等の管理業務の処理に当たり、都市公園等の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力に努めなければならない。
- （3）市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、都市公園等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- （4）指定管理者は、市が実施する都市公園等における事業への協力に努めなければならない。
- （5）この募集要項で公募する指定管理者は、原則として、別に公募する外浜区域の都市公園等の指定管理者に同時になることはできない。

9 応募資格等

（1）応募資格

都市公園等の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定

管理者の指定を受けることができない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(ウ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(エ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。（オ）において同じ。）

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

都市公園等の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

10 応募の方法

都市公園等の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 応募書類の受付期間

令和7年7月14日（月）から同年8月22日（金）まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあつては、令和7年8月22日（金）午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市都市整備部都市整備課（所在地等は、第17項参照）とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合には、エからキまで、ケ及びシからセまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添8）

イ 事業計画書（別添9）

ウ 収支予算書（別添10（収支予算書の収入及び支出の項目については、可能な限り市の作成した過去の決算書の項目に倣い、経費ごとに比較しやすいように作成すること。））

エ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添11の「申立書」によること。）

オ 指定管理業務等管理実績一覧表（別添12の様式によること。）

カ 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（別添13の様式によること。）

キ 労働環境確認表（別添14の様式によること。）

ク グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別添15の「グループ構成団体一覧表」によること。）

ケ 役員等調書兼照会承諾書（別添16の様式によること。）

コ 経営困難時の方策（別添17の様式によること。）

サ 都市公園等の植栽管理方針（別添19）

シ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類するものの写し）

ス 申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表1の各事業年度の所得に係る申告書の写し及び勘定科目内訳明細書（当該申請を行う法人その他の団体が法人税の確定申告を行っている場合に限り。）

セ 申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る貸借対照表、財産目録、損益計算書及び収支決算書又はこれらに相当する書類

（4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本1部（製本しないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

（5）応募に当たっての留意事項

ア 応募書類のほかに、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。

ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。

エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。

オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、全て応募する法人等の負担とする。

カ 応募書類に記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

11 説明会の開催

都市公園等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次に掲げるところにより説明会を開催する。

（1）日 時 令和7年7月23日（水） 午後2時から

（2）場 所 鳥取県西部総合事務所3号館2階会議室（米子市糺町一丁目160番地）

（3）申込方法 令和7年7月17日（木）までに、別添20の「説明会参加申込書」を持参、郵送又は電子メールにより、米子市都市整備部都市整備課（所在地等は、第17項参照）に提出すること。なお、電話による申込みは、受け付けない。

12 指定管理者の候補者の選定

（1）選定方法

市長は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

（2）選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、別添18「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

ア 事業計画書等による都市公園等の運営が、都市公園等の利用者の平等な利用を確保するものであること。

イ 事業計画書等の内容が、都市公園等の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、都市公園等の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

ウ 当該応募した法人等が、事業計画書等に沿った都市公園等の管理を安定して行う能力を有するものであること。

（3）都市公園等の利用の促進に資する取組に対する優遇措置

市民の憩いの場であり、緑のオープンスペースとして多様な使い方ができる場である都市公園等の潜在能力を一層発揮することを目的として、法人等が独自で都市公園等の利用の促進に資する取組を行う場合において、本選考時の総合得点に次の優遇措置を設ける。

基準	優遇措置の内容
都市公園等の利用を顕著に促進すると認められる取組を行う法人等	総合評価に2点加算する。
都市公園等の利用を促進すると認められる取組を行う法人等	総合評価に1点加算する。

(4) 地元の法人等に対する優遇措置

地元の法人等の指定管理者制度への参入の機会を増やし、地域経済の活性化を目的として、地元の法人等に対し、本選考時の総合得点に次の優遇措置を設ける。

なお、共同事業体等、グループで応募があった場合については、代表者が市内法人等、準市内法人等かで判断する。

区分	基準	優遇措置の内容
市内法人等	米子市内に本社又は本店を有する法人等	総合評価に2点加算する。
準市内法人等	米子市外に本社又は本店を有するが、米子市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限を与えている法人等	総合評価に1点加算する。

(5) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接により聴取りを行う。

(6) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等の全てに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、市との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が調ったものを当該候補者に決定する場合がある。

13 選定前評価について

市民サービスの向上を目的に、本指定期間中の令和8年度から令和10年度まで(3年分)のモニタリング結果に対して、評価を行い、その結果に応じて加点又は減点を次回(令和12年度)選定時に行う。

＜90点×3年＝270点満点＞

評価結果	選定時における実施の内容
合計得点が243点以上	総合評価に2点加点する。
合計得点が230点以上243点未満	総合評価に1点加点する。
合計得点が162点以上230点未満	加点・減点無し。
合計得点が135点以上162点未満	総合評価から1点減点する。
合計得点が135点未満	総合評価から2点減点する。

※加点又は減点は、今回指定した指定管理者が、当該施設の次回の指定管理者の指定に応募した時に限る。

14 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定は、候補者を都市公園等の指定管理者とする旨の議案を令和7年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

その際、当該議案の審査のため、候補者に係る市の審査結果に関する資料等を、米子市議会に提出する。

15 協定の内容等に係る協議

市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者に都市公園等の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、前項の議決後において、速やかに行うものとする。

16 別添書類の一覧

- (1) 指定管理者に管理を行わせる都市公園一覧
- (2) 指定管理者に管理を行わせる緑地等一覧
- (3) 施設概要
- (4) 令和6年度米子市都市公園等管理運営状況
- (5) 指定管理者による米子市都市公園等管理業務仕様書
- (6) 指定管理者の管理対象外の施設一覧表
- (7) 貸与備品一覧
- (8) 指定申請書の様式
- (9) 事業計画書の様式
- (10) 収支予算書の様式
- (11) 申立書の様式
- (12) 指定管理業務等管理実績一覧表の様式
- (13) 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式
- (14) 労働環境確認表の様式
- (15) グループ構成団体一覧表の様式
- (16) 役員等調書兼照会承諾書の様式
- (17) 経営困難時の方策
- (18) 指定管理者候補者選定基準
- (19) 都市公園等の植栽管理方針の様式
- (20) 説明会参加申込書の様式
- (21) 質問票の様式
- (22) 基本協定書【例】及び年度協定書【例】
- (23) モニタリング関係資料

17 問合せ先及び応募書類の提出先

米子市都市整備部都市整備課公園担当

[所在地] 〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目160番地

[電話番号] 0859-23-5247

[電子メールアドレス] toshiseibi@city.yonago.lg.jp

18 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式（PDF版）は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] <https://www.city.yonago.lg.jp/46090.htm>

別添書類目次

(1)	指定管理者に管理を行わせる都市公園（内浜区域）一覧	・ ・ ・ ・ ・ 1 0
(2)	指定管理者に管理を行わせる緑地等（内浜区域）一覧	・ ・ ・ ・ ・ 1 2
(3)	施設概要（内浜区域）	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
(4)	令和 6 年度米子市都市公園等（内浜区域）管理運営状況	・ ・ ・ ・ ・ 5 5
(5)	指定管理者による米子市都市公園等（内浜区域）管理業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 5 8
(6)	指定管理者の管理対象外の施設一覧表	・ ・ ・ ・ ・ 7 5
(7)	貸与備品一覧表	・ ・ ・ ・ ・ 8 5
(8)	指定申請書の様式	・ ・ ・ ・ ・ 8 8
(9)	事業計画書の様式	・ ・ ・ ・ ・ 8 9
(10)	収支予算書の様式	・ ・ ・ ・ ・ 9 2
(11)	申立書の様式	・ ・ ・ ・ ・ 9 3
(12)	指定管理業務等管理実績一覧表の様式	・ ・ ・ ・ ・ 9 4
(13)	社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式	・ ・ ・ ・ ・ 9 5
(14)	労働環境確認表	・ ・ ・ ・ ・ 9 6
(15)	グループ構成団体一覧表の様式	・ ・ ・ ・ ・ 9 8
(16)	役員等調書兼照会承諾書の様式	・ ・ ・ ・ ・ 9 9
(17)	経営困難時の方策	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 0
(18)	指定管理者候補者選定基準	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 1
(19)	都市公園等の植栽管理方針の様式	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 2
(20)	説明会参加申込書の様式	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 3
(21)	質問票の様式	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 4
(22)	基本協定書【例】及び年度協定書【例】	・ ・ ・ ・ ・ 1 0 5
(23)	モニタリング関係資料	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 7

指定管理者に管理を行わせる都市公園（内浜区域）

【街区公園】

番 号	公 園 名	面 積 (ha)	所 在 地
1	富 士 見 1 号 公 園	0.17	富士見町一丁目地内
2	朝 日 公 園	0.14	尾高町地内
3	富 士 見 2 号 公 園	0.10	富士見町二丁目地内
4	石 井 要 害 公 園	0.25	石井地内
5	立 町 公 園	0.08	立町四丁目地内
8	三 本 松 公 園	0.18	三本松四丁目地内
9	立 町 北 公 園	0.32	米原一丁目地内
11	上 栗 島 団 地 1 号 公 園	0.12	彦名町地内
13	旗 ケ 崎 公 園	0.20	旗ヶ崎二丁目地内
14	目 久 美 公 園	0.37	目久美町地内
15	米 原 南 公 園	0.24	米原三丁目地内
16	御 所 原 公 園	0.16	福市地内
17	永 江 東 公 園	0.22	永江地内
18	河 崎 団 地 1 号 公 園	0.20	河崎地内
19	河 崎 団 地 2 号 公 園	0.24	河崎地内
20	つ つ じ ケ 丘 公 園	0.08	福市地内
21	立 町 西 公 園	0.05	立町四丁目地内
24	永 江 西 公 園	0.83	永江地内
25	永 江 南 公 園	0.63	永江地内
27	三 旗 公 園	0.10	三旗町地内
29	葭 津 公 園	0.07	葭津地内
30	米 原 西 公 園	0.08	米原一丁目地内
31	青 木 谷 公 園	0.12	青木地内
34	旗 ケ 崎 2 号 公 園	0.27	旗ヶ崎七丁目地内
35	永 江 北 公 園	0.11	永江地内
36	東 町 公 園	0.20	東町地内
37	明 治 町 公 園	0.12	明治町地内
39	富 益 団 地 1 号 公 園	0.10	大崎地内
41	日 ノ 出 公 園	0.06	日ノ出町一丁目地内
42	安 倍 公 園	0.05	安倍地内
44	住 之 江 公 園	0.05	車尾一丁目地内
46	富 益 団 地 2 号 公 園	0.08	富益町地内
47	博 労 町 公 園	0.18	博労町二丁目地内
50	安 倍 彦 名 団 地 公 園	0.24	彦名町地内
52	富 益 団 地 3 号 公 園	0.25	大崎地内
53	旗 ケ 崎 3 号 公 園	0.17	旗ヶ崎六丁目地内
56	錦 海 町 2 丁 目 公 園	0.13	錦海町二丁目地内
59	宗 像 団 地 公 園	0.28	宗像地内
60	錦 海 町 1 丁 目 公 園	0.11	錦海町一丁目地内
69	スタイリッシュ中央公園	0.08	上後藤六丁目地内
計	40 施設	7.43	

【近隣公園等】

番 号	公 園 名	面 積 (ha)	所 在 地
C	錦 海 公 園	1.50	錦海町三丁目地内
D	湊 山 公 園	25.6	西町、内町及び久米町地内
F	福市公園(福市遺跡公園)	4.4	福市地内
G	南 公 園 (成 実 墓 園)	12.8	石井地内
H	中 町 広 場	0.05	中町地内
I	桜 の 里	2.7	長砂町地内
L	加 茂 川 緑 地	0.07	天神町二丁目地内
M	錦 海 散 策 の 道	1.2	錦海町二丁目及び錦海町三丁目地内
N	米 子 駅 前 だ ん だ ん 広 場	0.3	明治町、万能町及び弥生町地内
計	9 施設	48.62	

指 定 管 理 者 に 管 理 を 行 わ せ る 緑 地 等 (内 浜 区 域)

【都市計画法に基づき設置された緑地】

番号	所 在 地	面積(㎡)	番号	所 在 地	面積(㎡)
2	陽田町16-6	32	144	大工町104	999
18	三本松四丁目4951	615	145	東町453	1,429
21	長砂町8-12	242	153	上後藤三丁目1309-12	45
24	宗像53-92ほか1	97	159	旗ヶ崎三丁目166-19	106
27	上後藤三丁目1309-15	133	161	上後藤四丁目176-8ほか2	292
34	旗ヶ崎四丁目849-6	136	163	博労町四丁目309-9	268
39	上後藤四丁目188-2ほか2	173	165	長砂町465-7	148
42	福市1984	377	166	長砂町125-10	107
43	石井402-5ほか1	531	174	長砂町118-7	142
44	富益町4413-17ほか1	299	181	大谷町128-18	129
48	三本松二丁目1200-3	143	188	大谷町218-26ほか1	192
49	三本松二丁目1214-10ほか1	116			
51	橋本561-5ほか1	217			
54	旗ヶ崎九丁目1090-16	134			
55	永江856ほか8	15,934			
56	旗ヶ崎九丁目1091-21	109			
59	旗ヶ崎七丁目251-2	187			
60	彦名町968-16	150			
62	勝田町135-22	192			
64	美吉191-10	165			
77	福市1900-1	165			
79	日原663-6	715			
80	宗像485-4	1,544			
81	旗ヶ崎四丁目843-20	107			
86	福市1840-1	908			
95	久米町102-2のうち	49			
96	加茂町二丁目229	94			
97	大崎3403-7ほか6	10,601			
98	大崎3403-4ほか3	7,607			
102	目久美町90-15	300			
103	目久美町90-19	58			
104	青木1210-4	526			
105	錦海町三丁目68-1	1,000			
108	米原二丁目1236-8	129			
110	旗ヶ崎七丁目144-6	290			
122	錦海町三丁目9-2ほか2	789			
123	陰田町579-72	686			
129	石井字要害1060	1,103			
131	彦名町339-5	128			
139	大谷町13-13	259			
140	陽田町20-9ほか2	155			
142	末広町312	279			
143	道笑町二丁目253	541			
小計	43 施設	48,015	小計	11 施設	3,857
			合計	54 施設	51,872

※青色着色の緑地について、清掃・除草・剪定・運搬処理は指定管理の業務外とする。

※黄色着色の緑地について、清掃・除草・剪定(低木、寄植に限る)・これらに係る運搬処理は、指定管理の業務外とする。

【都市公園に類似する施設】

番 号	名 称	所 在 地	面積（㎡）
1	憩 い の 道	中町地内	3,320
3	新 ・ 旧 加 茂 川 緑 地 帯	久米町、美吉、長砂町及び道笑町四丁目地内	7,180
6	湊 山 公 園 猿 ケ 島	西町地内	500
8	旗 ケ 崎 承 水 路	旗ヶ崎二丁目地内	4,650
9	英 霊 塔	久米町地内	2,260
10	東 町 ポ ケ ッ ト パ ー ク	東町地内	50
11	東 山 階 段 （ 300 ㎡ ）	観音寺地内	300
12	米 子 駅 前 緑 道 （ 3,500 ㎡ ）	末広町～東町地内	3,500
14	加 茂 川 広 場 （ 1,611 ㎡ ）	立町二丁目6ほか	1,611
計	9 施設		23,371

施設概要

(1) 名 称	錦海公園（図面番号：C）
(2) 所 在 地	米子市錦海町三丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造） ○東屋（コンクリート造）
(4) 敷地面積	15,643平方メートル
(5) 建築面積	40平方メートル（東屋）、39.95平方メートル（便所）
(6) 設置時期	平成8年4月
(7) 主な施設内容	東屋、藤棚、便所、コンビネーション遊具、すべり台、雲梯、スプリング遊具、砂場、駐車場（8台収容（うち2台身障者用））等
(8) 施設の現状	近隣公園として供用開始している本公園では、就將地区の社交の場としてゲートボール場が利用されているほか、就將公民館及び米子医療福祉専門学校がよく利用している。また、遊具のある場所では、親子がよく利用している。

(1) 名 称	湊山公園（図面番号:D）
(2) 所 在 地	米子市西町、内町及び久米町地内
(3) 建物構造	○管理事務所（鉄筋コンクリート） ○猿舎（鉄骨、コンクリートブロック）
(4) 敷地面積	285,000平方メートル
(5) 建築面積	34.9平方メートル（管理事務所）、253平方メートル（猿舎）、294.25平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	昭和31年10月
(7) 主な施設内容	便所、野外ステージ、自由広場、器具庫、倉庫、猿舎、猿舎管理詰所、東屋、藤棚、噴水、日本庭園、公園管理センター、コンビネーション遊具、桜の園、SL蒸気機関車、親水護岸、彫刻、園内放送設備、児童文化センター、城跡、駐車場（171台収容（うち身体障がい者用4台））等
(8) 施設の現状	総合公園として供用開始している本公園は、米子市の中でも古くからある公園として、市民に親しまれ、がいな祭り、さくら祭り、精霊送り等のイベントが年間を通じて開催されている。また、自然（鳥獣保護区、風致地区）・歴史（城跡）・彫刻等に触れることができるため、遠足等の利用者が多い。
(9) 特記事項	・公園内の便益施設（売店）は、指定管理者の管理対象外。 ・公園内の児童文化センター、猿舎管理詰所横の備蓄倉庫及び漕艇用艇庫は、指定管理者の管理対象外。 ・公園内の旧小原家長屋門、青洞寺跡及び潮止め松については、指定管理者の管理対象外。 ・公園内に設置されている彫刻等は、指定管理者の管理対象外。 ・史跡範囲は、指定管理者の管理対象外。 ・米子城跡登城路横の池は、指定管理者の管理対象。 ・テニスコート及びテニスコートに付設する駐車場等は指定管理者の管理対象外。 ・親水護岸の維持管理及び小規模な修繕については、指定管理者の管理対象。 ・トリムコース沿いの斜面について、倒木の恐れや落石、異常等がないか月1回以上は目視で確認し、点検結果を市に報告すること。なお、異常等があった場合は、速やかに市に報告すること。

施設概要

(1) 名 称	福市公園（福市遺跡公園）（図面番号：F）
(2) 所 在 地	米子市福市地内
(3) 建物構造	○便所、東屋（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	43,885平方メートル
(5) 建築面積	52平方メートル(便所)、10.89平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	昭和47年3月
(7) 主な施設内容	便所、池、ポンプ室、藤棚、記念碑、駐車場（23台収容（うち身体障がい者用1台））等
(8) 施設の現状	近隣公園として供用開始している本公園は、遺跡公園でもあり、子ども会や地元自治会を始め、多くの市民に利用されている。 また、米子つつじまつりの会場ともなっている。
(9) 特記事項	・本公園は、国から土地を借受けて、都市公園として供用している。 ・福市考古資料館、福市遺跡及び駐車場は、指定管理者の管理対象外。 ・本公園の駐車場に隣接する便所は、指定管理者の管理業務の対象。 ・米子つつじまつりの際に、ヒラドツツジの苗木200本程度を準備し、無料配布に協力すること。

(1) 名 称	南公園（成実墓園）（図面番号：G）
(2) 所 在 地	米子市石井地内
(3) 建物構造	○便所、東屋（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	128,000平方メートル
(5) 建築面積	10.5平方メートル(便所)、23.72平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	昭和52年7月
(7) 主な施設内容	東屋、藤棚、駐車場（45台収容）等
(8) 施設の現状	墓園として供用開始している本公園は、山林に囲まれており、多くの来園者がある。
(9) 特記事項	・公園内の墓地については、指定管理者の管理対象外。

施設概要

(1) 名 称	中町広場（図面番号：H）
(2) 所 在 地	米子市中町地内
(3) 建物構造	○便所、パーゴラ付東屋（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	530平方メートル
(5) 建築面積	15.2平方メートル（便所）、24平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	平成元年3月
(7) 主な施設内容	東屋、便所等
(8) 施設の現状	都市公園として供用開始している本公園は、バスの待合者や、山陰歴史館の利用者に緑と水で心を和ませている。

(1) 名 称	桜の里（図面番号：I）
(2) 所 在 地	米子市長砂町地内
(3) 建物構造	○東屋、展望台（木製）
(4) 敷地面積	27,001平方メートル
(5) 建築面積	15平方メートル（東屋）、15平方メートル（展望台）
(6) 設置時期	平成4年3月
(7) 主な施設内容	東屋、展望台等
(8) 施設の現状	都市緑地として供用開始している本公園は、その景観により斎場「桜の苑」に訪れた人々を和ませる役割を果たしている。

施設概要

(1) 名 称	加茂川緑地（図面番号：L）
(2) 所 在 地	米子市天神町二丁目地内
(3) 建物構造	○便所、東屋（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	700平方メートル
(5) 建築面積	60.5平方メートル（便所）、11.6平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	平成8年9月
(7) 主な施設内容	便所、時計、砂場、ブランコ等
(8) 施設の現状	都市緑地として供用開始している本公園は、子ども会や、地元自治会に利用されている。

(1) 名 称	錦海散策の道（図面番号：M）
(2) 所 在 地	米子市錦海町二丁目及び錦海町三丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造） ○東屋（木製） ○中海八景（音声説明）
(4) 敷地面積	12,380平方メートル
(5) 建築面積	28.32平方メートル（便所）、16平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	平成15年4月
(7) 主な施設内容	便所、駐車場（18台収容（うち身体障がい者用4台））等
(8) 施設の現状	緑道として供用開始している本公園では、中海を眺めながら散策できるため、多くの人が散策している。

施設概要

(1) 名 称	米子駅前だんだん広場（図面番号：N）
(2) 所 在 地	米子市明治町、万能町及び弥生町地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	3,047平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	令和5年4月
(7) 主な施設内容	夜間照明施設、モニュメント、手洗い場、掲示板等
(8) 施設の現状	鳥取県から借受けて都市公園として供用開始している本公園は、米子駅前に位置し、憩いの場として幅広い世代が利用しており、年間通して様々なイベントが行われている。

施設概要

(1) 名 称	富士見 1 号公園（図面番号：1）
(2) 所 在 地	米子市富士見町一丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,644平方メートル
(5) 建築面積	6.12平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和43年3月
(7) 主な施設内容	便所、園内灯、水飲み・手洗い場、滑り台、ブランコ4連、雲梯、鉄棒3連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	朝日公園（図面番号：2）
(2) 所 在 地	米子市尾高町地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,360平方メートル
(5) 建築面積	19.16平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和43年3月
(7) 主な施設内容	便所、園内灯、水飲み台、雲梯、ブランコ2連、滑り台、パーゴラ、鉄棒2連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	富士見 2 号公園（図面番号：3）
(2) 所 在 地	米子市富士見町二丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	980平方メートル
(5) 建築面積	5.25平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和44年12月
(7) 主な施設内容	便所、園内灯、藤棚、水飲み台、ブランコ 2 連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	石井要害公園（図面番号：4）
(2) 所 在 地	米子市石井地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	2,570平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和45年5月
(7) 主な施設内容	園内灯、滑り台、スプリング遊具、鉄棒 3 連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	立町公園（図面番号：5）
(2) 所 在 地	米子市立町四丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	835平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和45年9月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、ブランコ4連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	三本松公園（図面番号：8）
(2) 所 在 地	米子市三本松四丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,860平方メートル
(5) 建築面積	5.6平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和46年2月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、鉄棒3連、雲梯、滑り台、ブランコ4連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	立町北公園（図面番号：9）
(2) 所 在 地	米子市米原一丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	3,200平方メートル
(5) 建築面積	5.75平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和47年1月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、滑り台、ブランコ4連、鉄棒3連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	上粟島団地1号公園（図面番号：11）
(2) 所 在 地	米子市彦名町地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	1,183平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和45年4月
(7) 主な施設内容	滑り台、鉄棒2連、ブランコ4連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	旗ヶ崎公園（図面番号：１３）
(2) 所 在 地	米子市旗ヶ崎二丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,998平方メートル
(5) 建築面積	8.12平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和48年4月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、ブランコ４連、鉄棒３連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	目久美公園（図面番号：１４）
(2) 所 在 地	米子市目久美町地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	3,700平方メートル
(5) 建築面積	9平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和49年4月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、鉄棒３連、ブランコ４連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	米原南公園（図面番号：15）
(2) 所 在 地	米子市米原三丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	2,406平方メートル
(5) 建築面積	8.4平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和50年4月
(7) 主な施設内容	便所、水飲み台、滑り台、鉄棒3連、ブランコ4連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	御所原公園（図面番号：16）
(2) 所 在 地	米子市福市地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,584平方メートル
(5) 建築面積	9平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和51年4月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、すべり台、ブランコ4連、鉄棒3連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	永江東公園（図面番号：１７）
(2) 所 在 地	米子市永江地内
(3) 建物構造	○便所（ＦＲＰ製）
(4) 敷地面積	2,185平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	平成4年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、手洗い場、時計、藤棚、鉄棒３連、滑り台、ブランコ４連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	河崎団地１号公園（図面番号：１８）
(2) 所 在 地	米子市河崎地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	2,000平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和52年7月
(7) 主な施設内容	滑り台、鉄棒６連、雲梯、シーソー、ブランコ４連、クライミング遊具、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	河崎団地 2 号公園（図面番号：19）
(2) 所 在 地	米子市河崎地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	2,350平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和52年7月
(7) 主な施設内容	滑り台、ブランコ2連、シーソー、スウィング遊具等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	つつじヶ丘公園（図面番号：20）
(2) 所 在 地	米子市福市地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	843平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和52年7月
(7) 主な施設内容	園内灯、滑り台、鉄棒2連、水飲み台、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	立町西公園（図面番号：21）
(2) 所 在 地	米子市立町四丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	530平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和53年5月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、滑り台、ブランコ4連、鉄棒3連、スプリング遊具、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	永江西公園（図面番号：24）
(2) 所 在 地	米子市永江地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	8,326平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	平成4年3月
(7) 主な施設内容	テニスコート2面、ステージ、便所、園内灯、藤棚、水飲み台、ブランコ4連、スプリング遊具等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	永江南公園（図面番号：25）
(2) 所 在 地	米子市永江地内
(3) 建物構造	○便所（FRP製）
(4) 敷地面積	6,279平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	平成4年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、スプリング遊具、ブランコ4連、鉄棒3連、クライミング遊具等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	三旗公園（図面番号：27）
(2) 所 在 地	米子市三旗町地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	1,009平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和55年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ4連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	葭津公園（図面番号：29）
(2) 所 在 地	米子市葭津地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	725平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和55年3月
(7) 主な施設内容	水飲み台、コンビネーション遊具、滑り台、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	米原西公園（図面番号：30）
(2) 所 在 地	米子市米原一丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	838平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和56年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、雲梯、ブランコ4連、すべり台、スプリング遊具、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	青木谷公園（図面番号：31）
(2) 所 在 地	米子市青木地内
(3) 建物構造	○便所（FRP造）
(4) 敷地面積	1,191平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和56年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ4連、鉄棒3連、雲梯、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	旗ヶ崎 2 号公園（図面番号：3 4）
(2) 所 在 地	米子市旗ヶ崎七丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	2,701平方メートル
(5) 建築面積	6.72平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和58年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、すべり台、シーソー、ブランコ4連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	永江北公園（図面番号：3 5）
(2) 所 在 地	米子市永江地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,124平方メートル
(5) 建築面積	6.72平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和58年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、ブランコ4連、コンビネーション遊具等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	東町公園（図面番号：36）
(2) 所 在 地	米子市東町地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	2,043平方メートル
(5) 建築面積	6.96平方メートル（便所）
(6) 設置時期	昭和58年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ2連、雲梯、鉄棒3連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	明治町公園（図面番号：37）
(2) 所 在 地	米子市明治町地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,180平方メートル
(5) 建築面積	6.96平方メートル（便所）
(6) 設置時期	昭和59年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	富益団地 1 号公園（図面番号：39）
(2) 所 在 地	米子市大崎地内
(3) 建物構造	○便所（FRP製）
(4) 敷地面積	961平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和61年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ4連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	日ノ出公園（図面番号：41）
(2) 所 在 地	米子市日ノ出町一丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	576平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和61年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ2連、鉄棒3連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	安倍公園（図面番号：42）
(2) 所 在 地	米子市安倍地内
(3) 建物構造	○便所（FRP製）
(4) 敷地面積	458平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和61年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ4連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	住之江公園（図面番号：44）
(2) 所 在 地	米子市車尾一丁目地内
(3) 建物構造	○便所（FRP製） ○東屋（木製）
(4) 敷地面積	537平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)、16平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	昭和62年3月
(7) 主な施設内容	東屋、園内灯、便所、水飲み台、雲梯、ブランコ4連、鉄棒4連、ジャングルジム、滑り台、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	富益団地2号公園（図面番号：46）
(2) 所 在 地	米子市富益町地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	833平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)
(6) 設置時期	昭和63年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、ブランコ2連、滑り台、鉄棒3連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	博労町公園（図面番号：４７）
(2) 所 在 地	米子市博労町二丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造） ○東屋（木製）
(4) 敷地面積	1,817平方メートル
(5) 建築面積	1.2平方メートル(便所)、15.81平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	昭和63年3月
(7) 主な施設内容	東屋、園内灯、便所、水飲み台、ブランコ４連、滑り台、鉄棒３連、ジャングルジム等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	安倍彦名団地公園（図面番号：５０）
(2) 所 在 地	米子市彦名町地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	2,498平方メートル
(5) 建築面積	6.72平方メートル(便所)
(6) 設置時期	平成2年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、鉄棒３連、ブランコ２連等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	富益団地 3 号公園（図面番号： 5 2）
(2) 所 在 地	米子市大崎地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	2,498平方メートル
(5) 建築面積	6.72平方メートル(便所)
(6) 設置時期	平成3年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、ブランコ 4 連、鉄棒 3 連、スプリング遊具等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	旗ヶ崎 3 号公園（図面番号： 5 3）
(2) 所 在 地	米子市旗ヶ崎六丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,670平方メートル
(5) 建築面積	6.72平方メートル(便所)
(6) 設置時期	平成3年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、水飲み台、藤棚、木製コンビネーション遊具、ブランコ 4 連、スプリング遊具等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	錦海町2丁目公園（図面番号：56）
(2) 所 在 地	米子市錦海町二丁目地内
(3) 建物構造	○便所（鉄筋コンクリート造）
(4) 敷地面積	1,309平方メートル
(5) 建築面積	6.96平方メートル（便所）
(6) 設置時期	平成4年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、便所、藤棚、水飲み台、コンビネーション遊具、ブランコ2連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	宗像団地公園（図面番号：59）
(2) 所 在 地	米子市宗像地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	2,824平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成5年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、水飲み台、藤棚、木製コンビネーション遊具、ブランコ2連、雲梯等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	錦海町1丁目公園（図面番号：60）
(2) 所 在 地	米子市錦海町一丁目地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	1,058平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成6年3月
(7) 主な施設内容	園内灯、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、ブランコ2連、砂場等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

(1) 名 称	スタイリッシュ中央公園（図面番号：69）
(2) 所 在 地	米子市上後藤六丁目地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	761平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成20年3月
(7) 主な施設内容	藤棚、コンビネーション遊具、スプリング遊具、水飲み台等
(8) 施設の現状	街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。

施設概要

(1) 名 称	憩いの道（図面番号：１）
(2) 所 在 地	米子市中町１番地ほか
(3) 建物構造	ガス照明設備（１,０００Ｗ・６灯） 多機能型便所（鉄筋コンクリート）
(4) 敷地面積	３,３２０平方メートル
(5) 建築面積	４５.０５平方メートル（便所）
(6) 設置時期	平成９年３月
(7) 主な施設内容	多機能型便所、ガス灯（６基）、芝生広場、遊具等
(8) 施設の現状	憩いの道は、図書館及び美術館の利用者を始めとする多くの市民や地元の各種団体に活用されている。
(9) 特記事項	憩いの道内の駐車場は、指定管理者の管理対象外の施設。

(1) 名 称	新・旧加茂川緑地帯（図面番号：３）
(2) 所 在 地	米子市久米町、美吉、長砂町及び道笑町四丁目地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	７,１８０平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成９年３月
(7) 主な施設内容	低木花壇
(9) 特記事項	本緑地帯は、鳥取県所有の河川敷にあるため、異常を発見した際には、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局に報告する。

施設概要

(1) 名 称	湊山公園猿ヶ島（図面番号：6）
(2) 所 在 地	米子市西町133番地 1
(3) 建物構造	金網、鉄骨、コンクリートブロック（猿舎）
(4) 敷地面積	500平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	昭和59年5月
(7) 主な施設内容	金網に囲まれた猿舎、猿食用冷蔵庫及び管理人詰所
(8) 施設の現状	猿が島は、猿を観賞する場として、多くの市民に親しまれ、愛されている。
(9) 特記事項	猿舎詰所横にある備蓄倉庫は、指定管理者の管理対象外の施設。

(1) 名 称	旗ヶ崎承水路（図面番号：8）
(2) 所 在 地	米子市旗ヶ崎二丁目地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	4650平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成5年
(7) 主な施設内容	疑木フェンス、疑木ベンチ、疑木、低木等
(8) 施設の現状	平成5年に水辺の散策遊歩道整備事業により整備された。

施設概要

(1) 名 称	英霊塔（図面番号：9）
(2) 所 在 地	米子市久米町地内
(3) 建物構造	鉄骨（東屋） 鉄筋コンクリート（便所）
(4) 敷地面積	2,260平方メートル
(5) 建築面積	13.92平方メートル（便所） 49平方メートル（東屋）
(6) 設置時期	昭和59年3月
(7) 主な施設内容	東屋、便所及び階段
(8) 施設の現状	英霊塔は、飯山の一角に位置し、特に終戦記念日等には参拝者が市内外から訪れる。
(9) 特記事項	・英霊塔は、米子市障がい者支援課が所管しているため指定管理者の管理対象外。 ・英霊塔以外の緑地帯、階段、便所、東屋及び階段周辺の森林等の維持管理は、指定管理者の管理業務の対象。

(1) 名 称	東町ポケットパーク（図面番号：10）
(2) 所 在 地	米子市東町地内
(3) 建物構造	鉄筋コンクリート（パーゴラ付東屋）
(4) 敷地面積	50平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成4年3月
(7) 主な施設内容	パーゴラ付東屋、ベンチ及び案内標示施設（一式）
(8) 施設の現状	本広場は、市道富士見町東町線の一角に位置し、由緒あるエノキの下で近隣住民等が一時的に憩うことができる場所となっている。

施設概要

(1) 名 称	東山階段（図面番号：１１）
(2) 所 在 地	米子市観音寺地内
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	300平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	
(7) 主な施設内容	階段
(8) 施設の現状	散策道として親しまれている。

(1) 名 称	米子駅前緑道（図面番号：１２）
(2) 所 在 地	米子市末広町から東町地内まで
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	3,500平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	平成14年
(7) 主な施設内容	植樹ます等
(8) 施設の現状	加茂川右岸の散策道として親しまれている。
(9) 特記事項	当該緑道内のつどいの広場公衆トイレの維持管理は、指定管理者の管理業務の対象。

施設概要

(1) 名 称	加茂川広場（図面番号：14）
(2) 所 在 地	米子市立町二丁目6番地ほか
(3) 建物構造	木造（東屋） 木造（便所）
(4) 敷地面積	1,611平方メートル
(5) 建築面積	17.48平方メートル（東屋） 30.36平方メートル（便所）
(6) 設置時期	平成25年3月
(7) 主な施設内容	多目的広場、夜間照明設備、便所、東屋、フェンス、車止め等
(8) 施設の現状	本広場は、主に近隣住民が緊急避難する際の一時的な避難場所として利用することができる。また、住民にとって身近な憩いの場となっている。

(1) 名 称	開発行為等による公園
(2) 所 在 地	米子市内各所（54か所）
(3) 建物構造	
(4) 敷地面積	51,872平方メートル
(5) 建築面積	
(6) 設置時期	
(7) 主な施設内容	多目的広場、夜間照明設備（一式）、フェンス、車止め等
(8) 施設の現状	本緑地は、主に近隣住民が緊急避難する際の一時的な避難場所として利用することができる。また、住民にとって身近な憩いの場となっている。

令和6年度米子市都市公園等（内浜区域）管理運営状況

1 管理体制及び職員の配置状況

（1）管理体制

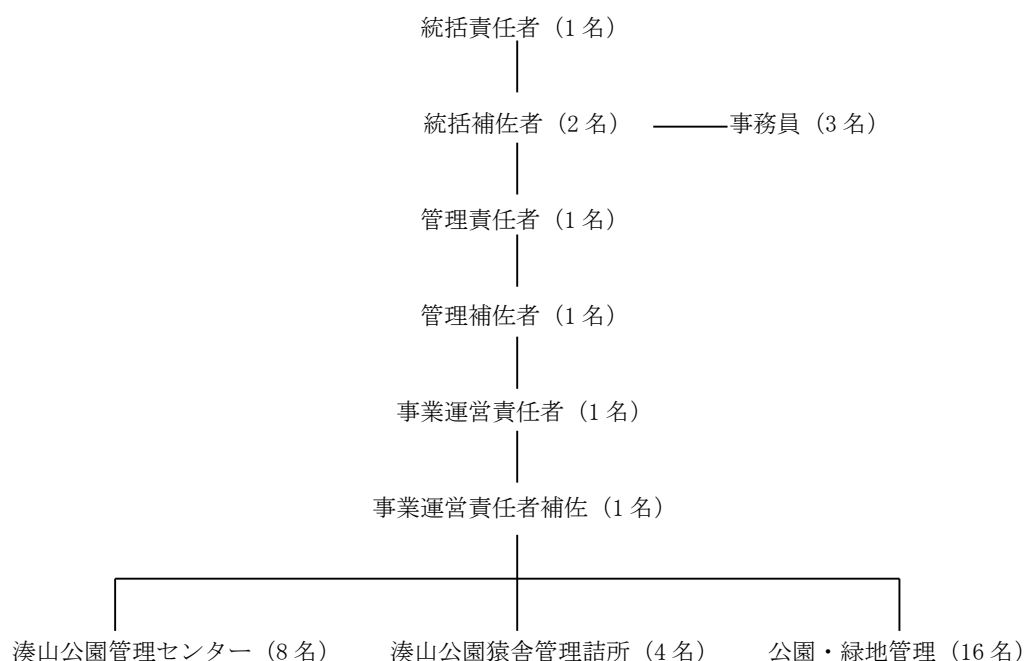
都市公園等（内浜区域）の管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により令和3年度から5年間、YONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体が行ってきた。ただし、次に掲げる業務は、市が直接処理を行っている。

ア 占用許可、利用許可等に関すること。

イ 公園使用料等の徴収並びに減免及び還付に関すること。

（2）職員の配置状況

都市公園等（内浜区域）の管理業務に従事したYONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体の職員の配置状況は、次のとおりである。



2 運営に係る企画

（1）米子つつじまつりにおけるツツジの苗木（200本）の無料配布

（2）湊山公園にて行われたボランティアによる「動物オブジェの色塗り」への協力

3 収入及び支出に係る決算の状況

都市公園等（外浜区域）の管理業務の収入及び支出に係る令和6年度の決算の状況は次のとおりである。

（1）収入の部

項目	金額（円）
都市公園指定管理料	95,291,823
合計	95,291,823

（2）支出の部

項目	金額（円）
人件費	59,135,600
消耗品費	1,845,000
燃料費	1,503,000
修繕費	2,900,000
印刷製本費	60,000
通信運搬費	300,000
手数料	2,801,522
保険料	200,000
委託料	6,615,000
使用料及び賃借料	142,000
原材料費	190,000
備品購入費	309,000
負担金及び交付金	400,000
公課費	71,000
研修費	140,000
雑費	436,808
光熱水費等	7,080,000
諸経費	2,500,000
消費税	8,662,893
合 計	95,291,823

4 光熱水費等の支出の状況

令和6年度における光熱水費等の支出の状況は、次のとおりである。

項目	支出額（円）
電気料金	4,301,654
水道料金	1,398,988
下水道使用料	1,213,326
ガス料金	166,032
計	7,080,000

5 委託料の支出の状況

令和6年度における委託料の支出の状況は、次のとおりである。

	内容	委託料等（円）
1	遊具定期点検	2,199,000
2	公園可燃物・不燃物搬出処理	500,000
3	公園可燃物・不燃物搬出処理	200,000
4	職員健康診断	185,000
5	伐木処分業務	700,000
6	樹木診断業務	100,000
7	害虫駆除業務	100,000
8	ガス灯保安点検業務	140,000
9	水質調査・水槽点検	55,000
10	高所作業車リース	500,000
11	高所作業車リース	400,000
12	都市公園維持管理業務（自治会への委託）	1,036,000
13	つつじまつりに係る委託業務（つつじ苗木の準備等）	500,000
	合計	6,615,000

指定管理者による米子市都市公園等

管理業務仕様書

管理運営業務の内容及び基準

1 管理体制の確保

指定管理者は、米子市都市公園等の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第17条に定めるところによるほか、次のとおり業務執行体制を整備しなければならない。

（1）弓ヶ浜公園パークセンター（外浜区域に限る。）

- ア 弓ヶ浜公園の管理業務に従事させる職員を常時2人以上配置すること。
- イ 開設時間は、3月1日から10月31日までの期間については午前8時30分から午後7時15分までとし、これ以外の期間については午前8時30分から午後6時15分までとすること。なお、開設時間は、市と協議の上で、利用者対応の状況に応じ変更することができる。
- ウ 弓ヶ浜公園パークセンターには、外浜区域の公園利用者からの問合せ等に対応する電話窓口を設置すること。なお、電話窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（2）湊山公園管理センター（内浜区域に限る。）

- ア 湊山公園の管理業務に従事させる職員を常時2人以上配置すること。
- イ 開設時間は、原則として、4月1日から10月31日までの期間については午前8時30分から午後7時15分までとし、これ以外の期間については午前8時30分から午後5時15分までとすること。なお、開設時間は、市と協議の上で、利用者対応の状況に応じ変更することができる。
- （ウ）湊山公園管理センターには、内浜区域の公園利用者からの問合せ等に対応する電話窓口を設置すること。なお、電話窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（3）湊山公園猿舎管理詰所（内浜区域に限る。）

- （ア）猿舎の管理業務に従事させる職員を常時1人以上配置すること。
- （イ）猿舎内において給餌、清掃等の作業を行う場合は、3名以上の職員により実施することとし、うち1名は猿舎の扉開閉時の見張りを行うこと。
- （ウ）開所時間は、原則として、午前7時から午後5時15分までとすること。なお、開設時間は、市と協議の上で、利用者対応の状況に応じ変更することができる。

2 公園施設等の管理運営業務

（1）運営方針

基本協定書に基づき、利用者及び地域住民のニーズの把握と公平な管理運営に努めなければならない。

（2）公園施設の運営

公園施設の運営は、次のとおり行うものとする。ただし、この仕様書に定めのない事項については、市の指示を受け、運営を行うものとする。

ア 施設の応急対応

指定管理者は、市又は市民等より都市公園等の施設の修繕や不備等の連絡があった場合は、現場を確認し必要に応じて適切な処置を講じるとともに、現場の状況や対応を市に報告すること。なお、市への報告については、次のとおり行うこと。

内容	報告方法
緊急性又は重要性の高い事案など	速やかに電話等にて報告すること。なお、報告内容については、電話等による報告とは別に、事案があった日の属する月における業務報告書においても報告すること。
問合せへの対応、軽微な修繕など	月ごとに提出する業務報告書にて報告すること。

イ 施設の使用中止等

天気予報等に常に注意し、雨天等により公園施設の使用が不可能又は不相当と予測される場合は、使用を中止する等の適切な処置を講じ、その旨を市に連絡すること。

3 公園施設の使用許可等に関する業務

指定管理者は、都市公園等の使用許可等に関する業務を次により行うものとする。

- (1) 指定管理者は、行為許可（米子市都市公園条例第8条による許可）又は行政財産使用許可（公有財産規則第21条による許可）を受けて行われている行為について、必要に応じ、その状況の確認を行うこと。なお、これらの行為が終了した後、使用設備が適正に撤去され、又は返却されており、都市公園等が現状回復していることを確認すること。
- (2) 指定管理者は、公園施設設置許可（都市公園法第5条による許可）、占用許可（都市公園法第6条による許可）又は公園施設管理許可（都市公園法第5条による許可）、行政財産使用許可（公有財産規則第21条による許可）を受けて、占用又は設置される物件について、必要に応じその状況の確認を行うこと。なお、許可期間が終了した後、物件が適正に撤去され、都市公園等が現状回復していることを確認すること。
- (3) 内浜区域の指定管理者は、必要に応じ、米子市営野外ステージの利用者について、その者が米子市都市公園条例第11条による許可を受けているか、許可者の提示を求めて確認を行うこと。
- (4) 指定管理者は、行為許可等による催し等や都市公園等の利用の促進に資する事業者等が、都市公園等を円滑に利用できるよう協力するとともに、環境の整備を行うこと。
- (5) 指定管理者は、都市公園等の使用に係る相談及び案内等の業務を行うこと。
- (6) 指定管理者は、都市公園等の利用状況を確認すること。

4 巡視、施設点検及び利用指導

指定管理者は、次に定めるところにより巡視及び利用指導を行わなければならない。

- (1) 都市公園等の巡視計画を定めて巡視を行うものとし、必ず月1回以上は、全ての都市公園等の巡視を実施すること。
- (2) 前項の巡視の実施に併せて、都市公園等の施設を点検すること。なお、施設の点検は、

次の表に定めるとおりとすること。

点検施設	点 検 方 法
園路・広場	目視・排水状況
修景施設	目視・触診・病虫害の有無
管理施設	目視・排水状況・水洗状況・触診
便益施設	目視・排水状況・水洗状況・触診
休養施設	目視・触診
遊戯施設	目視・打診・触診
運動施設	目視・触診
教養施設	目視・触診
その他施設	目視・排水状況・水洗状況・触診

※点検施設の種類については、都市公園法施行令第5条を参照のこと。なお、米子市都市公園指定管理者募集要項の別添3「施設概要」の特記事項内で管理対象外として掲げる物件又は、別添6「指定管理者の管理対象外の施設一覧表」の物件は点検の対象外とする。

- (3) 巡視、利用指導及び施設点検は、利用者が安全快適に利用することができるよう配慮して行うこと。
- (4) 施設点検の結果、破損や経年劣化等により修繕が必要な施設があった場合は、市にその旨を報告するとともに、必要に応じ施設の使用中止等の適切な処置を講じ、修繕額が60万円未満の場合は、速やかに修繕を行うこと。なお、修繕額が60万円以上となる場合は、修繕の見積りと当該公園施設の過去の点検結果や修繕履歴等も含めて市に報告すること。
- (5) 常に利用者及び来園車両の動向を総合的に判断し、適切な指導及び管理を迅速に行うことができるよう心掛けること。
- (6) 巡視に際し、不適切な利用を行っている者又は明らかにそのおそれがあると認められる者を発見し、又はその旨の報告があった場合は、直ちにこれを制止して、適切かつ安全な利用を行わせるよう努めること。
- (7) 利用者が前号の制止に応じない場合で、必要と認めるときは、直ちにその旨を市に報告し、その指示を受けること。
- (8) 都市公園等で緊急を要する事態が発生した場合は、臨機の措置をとるとともに、速やかにその旨を市に連絡し、併せて書面により詳細を報告すること。

5 地元自治会等へ都市公園施設維持の促進

指定管理者は、都市公園の中で最も住民に身近な街区公園等の施設を利用する地元自治会等に対し維持管理への協力を求めるため、都市公園施設維持業務委託契約を年度当初に締結するものとし、当該自治会との連絡調整に努めること。

6 ボランティアとの協働事業の推進

指定管理者は、都市公園等におけるボランティアの受入れ等市民との協働による管理業務の推進に努めるものとする。

なお、ボランティアの受入れ等市民との協働による管理業務を行ったときは、その詳細について市への報告を行うものとする。

7 要望及び苦情の処理

各区域の指定管理者は、それぞれの区域で管理するすべての都市公園等において、自らの問合せ先を掲示して要望及び苦情等について対応すること。

(1) 問合せ先の掲示個所数

問合せ先の掲示数は、次のとおりとすること。

公園区分	掲示数
弓ヶ浜公園、湊山公園及び皆生海浜公園	公園利用者が視認しやすい場所に3カ所以上
弓ヶ浜公園、湊山公園及び皆生海浜公園以外の近隣公園等	入口等に2カ所以上
街区公園	
緑地等	入口等に1カ所以上

(2) 問合せ先の掲示例

問合せ先の掲示内容については、次の例によること。

公園（緑地等）の管理は〇〇〇〇が行っています。
公園（緑地等）の施設の不具合、破損等に関するお問い合わせは、
下記の連絡先にご連絡ください。

指定管理者連絡先 〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

午前8時30分から午後5時15分まで

※緊急の場合は、上記時間に関わらず指定管理者にご連絡ください。

8 ホームレスへの対応

指定管理者は、都市公園等におけるホームレスに関し、市と連携しながら次の業務を行うものとする。

- (1) 定住型ホームレスに関する公園内での活動についての調査
- (2) 移動型ホームレスに関する移動状況の調査及び把握
- (3) 空テント、廃棄物等の処理
- (4) ホームレスが飼っている犬等の監視・保健指導
- (5) その他市の指示する事項

9 市への業務報告及び連絡調整

- (1) 指定管理者は、業務（巡視、点検、修繕、清掃その他維持管理作業、窓口運営等をいう。）の内容を都市公園等管理日誌に毎日記載するとともに、月ごとに業務報告書を作成すること。
- (2) 業務報告書は当該月分をその翌月の10日までに提出すること。ただし、その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い市の休日でない日に提出すること。また、市から請求があった場合は、速やかに提出すること。
- (3) 苦情及び要望の処理状況は、その都度記録し、2（2）アの報告方法に準じて市に報告すること。
- (4) 指定管理者は、米子市役所の開庁時間等に関わらずに、常に市からの連絡に応じることが可能な体制を構築すること。

10 非常時対応

指定管理者は、非常時の対応として、待機連絡と初動対応が可能となるよう管理体制を確立しておくものとし、非常時にあつては、市、警察、消防等と連携を取りながら対応すること。なお、非常時とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 鳥取地方気象台発表の気象注意報・警報が発令された場合及び震度4以上の地震その他の自然災害発生時
- (2) 感染症、事件等の危険事象発生時
- (3) その他利用者の生命、身体等への被害が及ぶおそれがあるとき。

11 異常気象、災害等による利用の禁止又は制限

指定管理者は、異常気象、災害等が発生したときは、公園施設の利用の禁止又は制限の措置を講じなければならない。なお、利用の禁止又は制限の措置は、市と連携を取りながら行うものとするが、緊急時については、指定管理者において必要な措置を行うこととし、事後、その旨を市に報告しなければならない。

その際、都市公園等の施設及び占用物件の確認を行い、必要に応じて適切な措置を行わなければならない。

12 事故等救援活動

- (1) 指定管理者は、利用者の事故等救援活動を要する事態が発生し、又は利用者から救援の要請を受けたときは、直ちに、最も適切な措置を講じるとともに、その旨を市に連絡しなければならない。
- (2) 指定管理者は、(1)の措置を講じたときは、必要に応じ、その結果を速やかに、書面により市に報告するものとする。

13 市が行う実地調査等の応諾

指定管理者は、市が実地調査等を行うに際しては、これを拒み、妨げ、又は資料若しくは報告

書の提出を拒んではならない。

14 定めのない事項に関する協議

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項の取扱いについては、必要に応じ、市と指定管理者が協議の上、協定において定めるものとする。

維持管理業務の内容及び基準

一般園地管理業務

1 植物管理業務

(1) 基本事項

- ア 植物管理に関しては、この「維持管理業務の内容及び基準」及び「植栽維持管理特記仕様書」に基づき行うこととし、利用者が都市公園等の施設を快適で安全に使用することができるように管理すること。
- イ 植物管理は、利用者の安全を確保しつつ、病虫害の防除及び施肥を実施し、花木等については開花期及びせん定時期に注意する等、最も適切な時期又は方法を選び実施すること。なお、除草剤は、原則として、使用しないこと。
- ウ 作業は、原則として、利用者が多い日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）並びに日曜日及び土曜日には行わないこと。
- エ 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行うこと。
- オ せん定や伐採により発生する植物残材については、できる限り再資源（チップ）化などのリサイクルに努めること。

(2) 管理基準の概要

標準的な業務内容については、次のとおりとする。

ア 草地管理

除草は、すべての都市公園等で年1回以上は行うこととし、都市公園等の利用状況を考慮するとともに市又は市民等からの要望に応じて随時実施する。

イ 樹木管理

- (ア) 剪定は、都市公園等の全域を施工対象範囲とすること。
- (イ) 高木（樹高3m以上）の剪定や樹木の管理等については、指定管理者に造園技能士（1級）を1名以上配置するか、造園工事業の建設業許可を得ており造園技能士（1級）の配置が可能な施工業者に業務委託することにより実施すること。
- (ウ) 中低木（樹高3m未満）の剪定や樹木の管理等については、指定管理者が、造園技能士（1級）等の植栽に関する専門的知識を有する者から指導を受けられる体制を構築し、その指導に基づき実施すること。
- (エ) 次表に掲げる都市公園等の松については、造園技能士（1級）等の植栽の専門的知識を有する者から指導を受け、妨害虫を予防する薬剤を施し、防除に努めること。

都市公園	対象
弓ヶ浜公園	公園内の松
皆生海浜公園	公園内の松
湊山公園	大正天皇御手植松

- (オ) 高所作業となる場合は、利用者の立入りを完全に制限し、十分な安全対策の下で施工す

ること。

(カ) 施肥は、都市公園等の全域を施行対象範囲とし、必要に応じて実施すること。

(キ) 落葉期には、施設及びその周辺を中心に清掃を実施すること。

(ク) 植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮し、散布後、標示をしておくこと。

(ケ) 危険木、越境木及び苦情木の処理は、次のとおりとすること。

a 作業箇所

作業箇所は、都市公園等の全域を施工対象範囲とし、実施すること。

b 警察協議等

本業務を一般道路沿いで作業する場合には、必要に応じて警察等の関係機関と事前協議を行うこと。交通整理員は、必要に応じて配備すること。

c 施工方法

- ・ 作業については、十分な安全管理を行うこと。
- ・ 高木撤去作業の場合は、原則として機械による吊り切り作業とすること。
- ・ 撤去の場合は、地上部の地際で伐採すること。

d 緊急時措置

- ・ 倒木等が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ・ 台風接近時には、夜間待機等の即応体制をとること。
- ・ 風水害、震災等の緊急時には、市と協議の上、速やかに対応すること。

ウ 再資源（チップ）化

樹木せん定後の処分枝等の再資源（チップ）化の実施に努めること。

エ 草花管理

草花管理は、花壇について四季を通じて常に美しく鑑賞することができるように育成管理を行うこと。その他の都市公園等内の花壇については、ボランティア等の協力を得るなど、市民との協働により、良好な管理に努めること。

2 清掃業務

(1) 基本事項

ア 都市公園等にはごみ箱を設置せず、利用者にはごみの持ち帰りを促すこと。

イ 園内清掃及び便所清掃は、利用者に不快感を与えないよう常にきれいな状態を維持するよう努めること。

ウ 定期的な巡視において、汚れの激しい箇所、便所等はその都度清掃を実施し、対処すること。

(2) その他

ア 都市公園等内の拾得物については、台帳を作成し、原則として所管の警察に届けること。

イ 不法投棄された品物（家電リサイクル品、タイヤ等）については、発見次第直ちにその旨を市に連絡し、関係法令に基づき適正に処分すること。

ウ 便所清掃においては、消毒作業中及び乾くまでの間は便所の使用を禁止し、作業後も、溶

液の取扱いには十分注意すること。

- エ ベンチ、テーブル及び手すりの清掃は随時行うこと。
- オ 各種案内板等の板面清掃を定期的に行うこと。
- カ 園内において発生したごみは、分別収集して、それぞれ適切に処分すること。

3 調査報告について

維持管理業務において、継続的に処理数量を把握することが必要な項目について、基本協定書に定める「事業報告書」により報告すること。

施設管理業務

1 留意事項

- (1) 利用者が安全で快適に利用することができるよう、建物、工作物、設備等の施設を効率的かつ経済的に管理を行うこと。なお、施設の長寿命化のため、必要に応じて防錆処理を行うこと。
- (2) 安全面、衛生面及び機能面の確保がなされるよう適切な管理を行うこと。
- (3) 日常及び定期的な施設の点検と補修、機器等の正しい運転、清掃等の保守管理を行うこと。また、点検及び補修等の記録を行うこと。

2 管理基準の概要

都市公園等の管理方法については、関係法令に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

(1) 弓ヶ浜パークセンター管理棟（外浜区域に限る。）

公園の窓口として、利用者が快適に感じられるよう、明るく、清潔に保つこと。

(2) 湊山公園管理センター（内浜区域に限る。）

公園の窓口として、利用者が快適に感じられるよう、明るく、清潔に保つこと。

(3) 猿ヶ島（内浜区域に限る。）

ア 猿舎内外を清潔に保ち、猿の飼育をするとともに、猿の健康状態を管理し、利用者への一般観覧に対して、必要に応じて応対すること。また、猿及び猿舎の施設に異常が生じた場合等の際には、市及び関係機関に報告すること。

イ 年度内に2回以上は猿の全頭捕獲を行い、猿に備え付けられているマイクロチップにより個体の確認を行うこと。

ウ 猿の頭数について、360度カメラ等を用いて1日1回以上確認を行うこと。

エ 猿ヶ島のフェンスについては、目視で1日1回以上、触手で2ヶ月に1回以上の点検を行い、異常があった場合は、市に報告するとともに、補修等の応急対応を行うこと。なお、点検結果や補修等については記録に残すこと。

オ 指定管理者は、市からの要望等に応じて随時猿の捕獲を行うこと。

(4) 休憩所・あずま屋

利用者が、常時、快適に利用することができるようにすること。

(5) 園路

- ア 常に良好な状態に保ち、利用者に支障のないよう適切に管理すること。
- イ 災害等で直ちに復旧が不可能な場合は、バリケード等の設置により通行止め等の処置を行った上、市と協議すること。

(6) 遊戯広場

- ア 遊具の点検を、遊具安全点検特記仕様書に基づき実施すること。
- イ 砂場は、適宜清掃を行い、常に良好な状態の維持に努めること。また、巡視時においてガラス、ふん等を発見した場合は、速やかに除去すること。

(7) 池面等管理

利用者に不快感を与えないよう常にきれいな状態を維持するよう努めること。

(8) 給水設備

毎月の使用量を確認するとともに、定期的に点検を行い、漏水等がないよう努めること。また、巡視時に漏水又は不正使用を発見した場合は、直ちに、修理、修繕又は使用者への注意喚起を行うこと。

(9) 排水設備（雨水・污水）

必要に応じて管清掃、側溝清掃等を行い、排水機能の維持に努めること。

(10) 電気設備

- ア 定期点検、清掃等を実施するとともに、適切な維持管理に努め、常に安全使用の確保を図ること。特に、電気事業法（昭和39年法律第170号）等により義務付けられている点検、届出等は、市が電気保安業務を委託する者の報告により確認を行い、保守業務について別途市と協議すること。
- イ 外灯、フットライト、及び便所の照明については、十分な照度を確保するとともに、無駄のないように点灯時間を設定すること。
- ウ 電球、安定器等の交換を適切に行うこと。
- エ 外灯の管理業務については、既にLED化している外灯及び令和7年度にLED化する外灯の電球交換は管理業務の対象外とする。

(11) その他公園施設点検

定期点検、清掃等を実施し、常に安全使用の確保を図らなければならない。特に、法令等により義務付けられている点検、届出等は必ず実施し、監督所管庁の検査又は確認を受けなければならない。

(12) その他

- ア 都市公園等の利用の把握
行為許可申請書等により、都市公園等の利用を把握するとともに、利用者の指導及び調整を行うこと。また、都市公園等の利用を優先するため、除草等維持管理に係る作業と当該利用とが重複しないように配慮すること。
- イ 用地の保全
都市公園等の外周の境界や不法占用の有無などの状況を把握し、異常があった場合は、その旨を市に報告すること。
- ウ 協定
都市公園等の利用上、必要な維持管理基準については、市と指定管理者が締結する協

定書において最終的に決定するものとする。

植 栽 維 持 管 理 特 記 仕 様 書

1 一般事項

- (1) 各植栽の維持管理に当たっては、利用者等の安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、せん定、刈り込み、除草等、植栽の生育及び育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び、実施すること。
- (2) 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見及び除去を行うこと。
- (3) せん定等により発生した枝葉等については、できる限り再資源(チップ)化等のリサイクルに努めること。
- (4) 全ての維持管理作業において、危険防止のため作業区域を安全柵等で囲い、作業中であることを明示し、利用者等の安全確保に努めること。

2 除草及び草刈り

- (1) 除草又は草刈りを行う場合は、都市公園等を常に美しく保つため具体的な作業計画を立て実施すること。
- (2) 除草は、雑草を根から除去し、草刈りは、植栽及び施設等を損傷しないよう注意して行うこと。また、ゴミ、枯枝等も合わせて取り除くこと。
- (3) 除草剤は、原則として使用しないこと。

3 芝生地管理

- (1) 芝生を常に良好な状態に保つため、通年の気候及び利用状態等を勘案して、芝生の育成状態を把握し、除草、芝刈り等を適期に行うこと。
- (2) 芝刈りは、植栽及び施設等を損傷しないよう注意し、刈残しやムラのないよう均一に刈り込むこと。

4 中低木管理

- (1)せん定
 - ア 樹種の性質を踏まえ、高さや枝幅に留意しながら、切詰め、中すかし及び枯枝の除去を行うこと。
- (2)刈り込み
 - ア 枝の密生した箇所は中すかしを行い、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込みを行うこと。
 - イ 据枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く刈り込むこと。また、針葉樹については、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じて芽つき等を行うこと。
 - ウ 枝葉のまばらな部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。枝の結束には、シュロ縄を用いること。
 - エ 園路(車道)及び駐車場付近の視距を確保しなければならない場所は、視距の確保及び生長量を考慮した刈り高、刈り幅で刈り込むこと。

5 高木管理

- (1)一般事項
 - ア せん定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、込み過ぎによる病虫害及び枯損の発生防止等を目的として行うものであること。
 - イ せん定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及びせん定の種類に応じて適切な方法により行うこと。
 - ウ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。
 - エ 不定芽の原因となるぶつ切り等は行わないこと。原則として、下枝の枯れを防ぐよう上方を強く、下方は弱くせん定すること。

オ 大枝のせん定を行う場合は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断箇所の数10センチメートル上からあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上、切り返しを行い切除すること。また、切り口は滑らかに処理し、切断面は防腐処理を行うこと。

カ 主としてせん定すべき枝は、枯枝、弱小枝、病虫害枝、障害枝、危険枝、胴ブキ、徒長枝等とする。

(2)せん定(冬季・夏季)

ア 冬季せん定は、樹形の骨格作りを目的としたせん定であり、樹種の特性に応じて適切に行うこと。

イ 夏季せん定は、冬季せん定と異なり、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止及び倒木防止等のため行うものであり、樹種の特性に応じて適切に行うこと。

6 灌水

- (1) 低木、芝生、花壇等を中心に樹木が枯損することのないように灌水すること。
- (2) 灌水によって、表土を乱し、園内及び道路等を汚損し、及び利用者等に迷惑をかけないように注意して行うこと。
- (3) 灌水は、土中に水を浸透させて植栽に水を供給することを十分念頭において行うこと。

7 施肥

- (1) 施肥を行う場合は、効果のある施肥を行うため、植栽の育成状況、土壌の状態等により適切な方法にて行うこと。
- (2) 肥料は、メーカー等で定められた使用量とすること。特に花木、衰弱木は、様子を見ながら効果的な施肥を行うこと。
- (3) 肥料が枝葉にかからないよう注意すること。枝葉に肥料がかかった場合は、払い落とすこと。

8 病虫害防除

- (1) 密生した枝等の除去により病虫害の発生を予防するとともに、早期発見により病虫害が最小限になるように努めること。また、可能な限り、捕殺、幼虫等が集団で発生している枝のせん定、農薬の部分散布等を行い、使用する農薬の減量化に努めること。
- (2) 農薬の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定められている使用安全基準（散布量及び濃度）及び使用方法を遵守すること。

9 その他

- (1) 作業する場合は、作業者は、ヘルメット、安全チョッキ等を着用すること。
- (2) 作業に当たっては、作業員の安全と利用者等の安全に十分注意すること。また、近隣の個人所有物（立竹木等）及び公共の施設（電話線等）に十分注意して作業を行うこと。
- (3) 作業完了後は、全ての材料、器具等の撤去を確実に行うこと。
- (4) 樹木等の異状が発生した場合又は発生することが予測される場合には、速やかにその旨を市に報告し、指示に従うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市と協議を行うこと。

遊 具 安 全 点 検 特 記 仕 様 書

1 目的

本業務は、米子市都市公園等に設置された遊具の点検を行い、遊具の機能低下等による事故を未然に防ぐために行う業務であり、利用者等に対する安全で安心な遊具の保全を図ることを目的とする。

2 一般事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（以下「指針」という。）及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2024」（以下「規準」という。）によるほか、この特記仕様書によること。

なお、本業務期間中にこれらの改正があった場合は、当該改正後の内容によること。

- (2) 点検により発見した不具合は、その状況及び原因を修繕等の対処方法を含めて市に報告すること。この場合において、その場で修繕等が可能であれば修繕し、修繕が不可能な場合は、使用禁止措置を取り、その後の対応については市と協議を行うこと。

3 実施箇所

別紙「点検遊具一覧表」のとおりとする。

4 業務内容

点検は、遊具等の安全及び機能に支障となる箇所の早期発見及び初期対応を図るために指針及び規準に基づき、日常点検を月1回以上、定期点検を年1回以上行うこと。

なお、点検の内容は次のとおりとすること。

表1. 点検の種類等

点検の種類	点検の目的・内容
日常点検 (月1回以上)	指定管理者が、目視、触手、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検
定期点検 (年1回以上)	専門技術者が、目視、触手、聴音、打音、・揺動診断により、又は専門器具等を用いて行う点検であり、遊具を構成する部材等の摩耗状況、変形及び劣化等を確認するもの

5 点検結果報告

点検結果については、当該月分を翌月の10日までに提出すること。ただし、その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い市の休日でない日に提出すること。また、市から請求があった場合は、速やかに提出すること。

6 その他

- (1) 点検作業に先立ち、利用者に対して、点検作業中であることを説明し、遊具の利用を一時中止するよう協力を得ること。
- (2) 点検作業中は、第三者が立ち入らないよう看板等の安全施設を設置し、作業区域を

明示すること。

- (3) 点検作業完了後は、全ての点検器具等の撤去を確実に行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市と協議を行うこと。

点検遊具一覧（内浜区域）

管理 番号	公園名	公園遊具																	合計	
		ぶらんこ		鉄棒				すべり台		うんてい	太鼓 はしご	ジャング ルジム	スプリン グ・ロッ キング 遊具	シーソー		砂場	動物 (固定型)	その他遊具		
1	富士見1号公園		1		1				1							1	1	2	人工山・汽車	8
2	朝日公園	1		1					1											4
3	富士見2号公園	2														1	4	1	ブレイウォール	8
4	石井要害公園				1				1				2			1				5
5	立町公園		1								1					1		1	テラポット	4
8	三本松公園		1		1				1		1									4
9	立町北公園		1		1				1		1									4
11	上栗島団地1号公園	1	1	1					1											4
13	旗ヶ崎公園		1		1											1				3
14	目久美公園		1		1											1	1	2	ブレイウォール、複 合遊具	6
15	米原南公園		1		1				1							1				4
16	御所原公園		1		1				1									1	ネット・ア クライマー	4
17	永江東公園		1		1					1		1				1				5
18	河崎団地1号公園		1				1			1	1				1		1			6
19	河崎団地2号公園	1							1						1			1	スイング 遊具	4
20	つつじヶ丘公園			1					1							1				3
21	立町西公園		1		1				1				2			1				6
24	永江西公園		1									1	1							3
25	永江南公園		1		1				2				1			1		1	トンネル(固定型)	7
27	三旗公園		1						1							1				3
29	霞津公園								1							1		1	複合遊具	3
30	米原西公園		1						1		1		2			1		1	登りはしご	7
31	青木谷公園		1		1				1		1					1	2			7
34	旗ヶ崎2号公園		1						1						1	1				4
35	永江北公園		1													1				2
36	東町公園	1			1				1		1					1				5
37	明治町公園								1							1				2
39	富益団地1号公園		1						1							1				3
41	日ノ出公園	1			1				1											3
42	安倍公園		1						1							1				3
44	住之江公園		1			1			1			1	1							5
46	富益団地2号公園	1			1				1							1				4
47	博労町公園		1		1				1							1				4
50	安倍彦名団地公園	1			1													1	複合遊具	3
52	富益団地3号公園		1		1								2					1	複合遊具	5
53	旗ヶ崎3号公園		1										2					1	複合遊具	4
56	錦海町2丁目公園	1														1		1	複合遊具	3
59	宗像団地公園	1									1							1	複合遊具	3
60	錦海町1丁目公園	1														1		1	複合遊具	3
69	スタイリッシュ中央公園												2					1	複合遊具	3
C	錦海公園								1		1		3			1		3	平均台・壁登 り・複合遊具	9
D	湊山公園	2											6	2			9	3	複合遊具	22
L	加茂川緑地	1			1				1							1				4
1	憩いの道			1					1											2
		15	25	4	19	1	1	29	2	6	7	2	23	5	0	28	17	24		208

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(都市公園)

NTT/中国電力除く

占有者	公園名	施設
鳥取大学	湊山公園	医学部艇庫
鳥取大学	湊山公園	艇庫への電源供給引込み線
車尾7区自治会	住之江公園	防災倉庫
福市7区自治会	つつじヶ丘公園	安全柵等
永江4区自治会	永江南公園	地下水調査孔
米原3丁目自治会	米原南公園	管理倉庫
錦町3丁目自治会	米原西公園	管理倉庫
花園町自治会	立町西公園	防犯灯
三本松2区自治会	立町北公園	放送用コンクリート柱
米子瓦斯株式会社	日ノ出公園	ガス管
国立研究開発法人防災科学技術研究所	東町公園	強震地震観測計施設
米子市下水道管理者	湊山公園	下水道管ボックスカルバート
尾高町自治会	朝日公園	管理倉庫
美保開発企業株式会社	宗像団地公園	放水路
宗像ニュータウン自治会	宗像団地公園	自治会案内看板
米子市	永江東公園	防火水槽
日本郵便株式会社米子郵便局	中町広場	郵便差出箱
米子市	加茂川緑地	啓発看板
米子市	湊山公園	CATV電線
石田陽美	湊山公園	売店
石田陽美	湊山公園	排水管
坂口合名会社	湊山公園	体育スポーツ施設
中海テレビ放送	湊山公園	地下ケーブル
中海テレビ放送	明治町公園	CATV柱
中海テレビ放送	錦海町2丁目公園	CATV柱
中海テレビ放送	東町公園	CATV柱
中海テレビ放送	河崎団地2号公園	CATV柱
中海テレビ放送	錦海散策の道	支線1条
中海テレビ放送	錦海散策の道	CATV柱及び支線1条
鳥取県教育委員会(教育環境課)	錦海公園	水道管
永江1区自治会	永江東公園	消火ホース格納庫
旗ヶ崎二区自治会	旗ヶ崎公園	啓発看板
花園町自治会	立町西公園	防災倉庫
米子市	日ノ出公園	防火水槽
米子市	米原南公園	防火水槽
米子市	立町公園	防火水槽
米子市	富士見2号公園	防火水槽
米子市	旗ヶ崎公園	防火水槽
米子市	湊山公園	児童文化センター、プレイパーク、行事案内板、駐車場
米子市教育委員会	福市公園	歴史民俗資料館
米子市教育委員会	福市公園	福市遺跡収蔵庫
米子瓦斯株式会社	湊山公園	ガス管
米子瓦斯株式会社	湊山公園	ガス管
米子瓦斯株式会社	湊山公園	ガス管
米子瓦斯株式会社	湊山公園	整圧器(ガバナー)
米子市	湊山公園	ボートルール看板
安倍自治会	安倍公園	管理用倉庫
尾高町自治会	朝日公園	防犯灯
河崎南自治会	河崎団地2号公園	防犯灯
久米町自治会	湊山公園	防犯灯
崎津6区自治会	葭津公園	防犯灯
崎津7区自治会	富益団地2号公園	防災倉庫
崎津7区自治会	富益団地2号公園	防犯灯
中ノ海2区自治会	安倍彦名団地公園	防犯灯
錦町3丁目自治会	米原西公園	防犯灯
福市3区自治会	御所原公園	防犯灯
宗像ニュータウン自治会	宗像団地公園	防犯灯
米子市	湊山公園	市有街灯設置
米子市	米原南公園	市有街灯設置
米子市	河崎団地2号公園	市有街灯設置
米子市	錦海散策の道	市有街灯設置
米子市	錦海公園	道路反射鏡
米子市	富益団地1号公園	消防用防火水槽
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	湊山公園	水質表示板、電源施設
国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所	湊山公園	光ファイバー通信網敷設1式

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(都市公園)

NTT/中国電力除く

占有者	公園名	施設
国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所	湊山公園	光ファイバー通信網敷設1式
国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所	湊山公園	基準点設置
米子市	旗ヶ崎2号公園	掘り抜き消火栓
鳥取県知事	湊山公園	艇庫用油庫
鳥取県知事	湊山公園	県立高校艇庫
鳥取県知事	湊山公園	艇庫用倉庫
鳥取県知事	湊山公園	艇庫への給水装置
旗ヶ崎2区自治会	旗ヶ崎3号公園	愛称看板の設置
旗ヶ崎3区南自治会	旗ヶ崎2号公園	愛称看板の設置
彦名13区自治会	上粟島団地1号公園	防犯灯
米子市	明治町公園	防火水槽
米子市	上粟島団地1号公園	防火水槽
米子市	石井要害公園	防火水槽
米子市	湊山公園	米子まちあるきMAP案内板
米子市	湊山公園	文化財標柱
米子市	南公園	大型フリューム敷設
米子市	富士見1号公園	避難誘導標識
米子市	目久美公園	避難誘導標識
米子市	目久美公園	防火水槽
米子市	三本松公園	防火水槽
米子市	宗像団地公園	防火水槽
米子市	朝日公園	防火水槽
米子市	湊山公園	彫刻
車尾7区自治会	住之江公園	防犯灯
国土交通省国土地理院中国地方測量部	福米西公園	基準点
米子市	上粟島団地1号公園	屋外拡声子局
米子市	米原南公園	屋外拡声子局
米子市	日ノ出公園	屋外拡声子局
米子市	朝日公園	屋外拡声子局
米子市	富士見2号公園	屋外拡声子局
米子市	湊山公園入口	屋外拡声子局
米子市	湊山公園	屋外拡声子局
米子市	三本松公園	避難誘導標識
米子市	立町北公園	避難誘導標識
米子市	河崎団地2号公園	防火水槽
米子市	つつじヶ丘公園	防火水槽
国土交通省土地・水資源局	湊山公園	基準点(街区多角点)
鳥取県知事	加茂川緑地	「県民の建物100選」標柱
西部総合事務所	湊山公園	治山事業による施設
米子市	永江東公園	屋外拡声子局
米子市	明治町公園	屋外拡声子局
米子市	目久美公園	屋外拡声子局
米子市	つつじヶ丘公園	屋外拡声子局
米子市	石井要害公園	屋外拡声子局
米子市	錦海公園	避難誘導標識
米子市	湊山公園	避難誘導標識
米子市教育委員会	湊山公園	艇庫
鳥取県バス協会	中町広場	バス停留所標識
旗ヶ崎2区自治会	旗ヶ崎公園	防災備蓄倉庫
米子市	湊山公園	防災備蓄倉庫
米子市	錦海公園	避難誘導標識
米子市	旗ヶ崎2号公園	防火水槽
米子市	米原西公園	防火水槽
鳥取県西部総合事務所	福市公園	休憩舎
米子市観光協会	中町広場	遊覧船案内看板
環境省中国四国地方環境事務所	湊山公園	鳥獣保護区標識
米子市	湊山公園	米子城跡案内・解説板
西部総合事務所	石井要害公園	標識看板
米子市上下水道局	湊山公園	水道管
米子市	中町広場	案内看板
鳥取県西部医師会	湊山公園	休日急患診療所看板
鳥取県知事	湊山公園	トレーニング棟
河崎南防災会	河崎団地1号公園	防災備蓄倉庫
米子市	中町広場	案内看板
米子市水道局	永江東公園	自動水質測定装置及び引込柱

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(都市公園)

NTT/中国電力除く

占有者	公園名	施設
米子市	湊山公園	ベンチ
河崎南自治会	河崎団地2号公園	防犯灯設置
義方町自治会	立町公園	管理用倉庫
東町自治会	東町公園	防災倉庫
永江地区自治連合会	永江西公園	舞台設営用器具
米子市	湊山公園	案内看板
米子市	加茂川緑地	案内看板
米子市社会福祉協議会	湊山公園	清涼飲料水自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園	清涼飲料水自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園	清涼飲料水自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園(三の丸駐車場)	清涼飲料水自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園	冷菓自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園	清涼飲料水自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園	冷菓自動販売機
米子市社会福祉協議会	湊山公園(三の丸駐車場)	冷菓自動販売機
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	錦海公園	清涼飲料水自動販売機
米子市	河崎団地2号公園	屋外拡声子局
米子市	米子南公園	注意看板
米子市	安倍公園	屋外拡声子局
米子市	旗ヶ崎公園	屋外拡声子局
就将グラウンド・ゴルフ同好会	錦海公園	管理用倉庫
米子市	湊山公園	米子市マップ看板
米子市	加茂川緑地	米子市マップ看板
一般財団法人 米子市文化財団	湊山公園(三の丸駐車場)	清涼飲料水自動販売機

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(緑地)

NTT/中国電力除く

占有者	緑地地区名	緑地地番	施設
三本松3区自治会	三本松4丁目	4951	児童トレーニングセンター
長砂町自治会	長砂町	8-12	砂場及び管理倉庫
グリーンヒルズ日原自治会	宗像	485-4	遊具
中海テレビ放送	米原2丁目	1236-8	CATV柱
中海テレビ放送	宗像	485-4	CATV柱
中海テレビ放送	錦海町3丁目	68-1	CATV柱
旗ヶ崎3区北自治会	旗ヶ崎9丁目	1091-21	防犯灯及び引込み線
グリーンヒルズ日原自治会	日原	663-6	防犯灯
グリーンヒルズ日原自治会	宗像	485-4	防犯灯
三本松1区自治会	三本松2丁目	1214-10	防犯灯
三本松1区自治会	三本松2丁目	1200-3	倉庫
三本松3区自治会	三本松4丁目	4951	防犯灯
長砂町自治会	長砂町	8-12	防犯灯
米子市	錦海町3丁目	68	市有街灯
米子市	三本松4丁目	4951	市有街灯
米子市	永江	856ほか4	市有街灯
米子市	永江	915ほか1	市有街灯
米子市	福市	1840-1	市有街灯
米子市下水道管理者	目久美町	90-19	下水道管0.15m以上
米子市	三本松4丁目	4951	防火水槽
米子市	宗像	485-4	屋外拡声子局
米子市	福市	1840-1	屋外拡声子局
米子市	憩いの道		防火水槽、標識板
米子市	憩いの道		光ケーブル及び鋼管
米子市教育委員会	加茂川広場		歴史解説看板
米子市	大工町	104	道路反射鏡
祇園町2丁目自治会	陰田町	579-72	公園施設(遊具等)
錦海町自治会	錦海町3丁目	68-1	啓発看板、防球ネット
鳥取米子ソーラーパーク(株)	大崎	3439-4	架空線(上空のみ)
陽田町自治会	陽田町	20-9	緑地管理用倉庫2基
東洋ソーラー株式会社	憩いの道		太陽光発電設備
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	大崎	3439-3	光ファイバー通信網敷設1式
長砂町自治会	長砂町	125-10	屋外拡声子局
福市5区自治会	福市	1900-1	ゴミ集積所
桜台ハイツ自治会	青木	1210-4	防災倉庫
旗ヶ崎三区南自治会	旗ヶ崎七丁目	251-2	ゴミ集積所
楽天モバイル株式会社	旗ヶ崎三丁目	166-19	携帯電話無線基地局
環境省中国四国地方環境事務所	大崎	3400-211	国指定中海鳥獣保護区区内の制札
鳥取県	大工町	104	日野川工業用水道配水埋設管
福市9区自治会	福市	1984	倉庫

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(NTT)

公園の名称	電話柱		許可物件							
	柱	枝番	1種	2種	3種	支線	V支線	支柱	支線柱	管路等
湊山公園	球場分	5R1	1			1				
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10L1	1							
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10	1			1	1		1	
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10R1	1							
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10R2	1							
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10R3	1				1			
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10R4	1				1			
湊山公園	西町CCBOXNO11S2～									1.9m
錦海散策の道	錦海団地幹	11R10L2	1			1	1			
錦海散策の道	錦海団地幹	11R7L6	1				1			
湊山公園	一般国道	9号線								33.9m
湊山公園	公園入口から	艇庫便所まで								579m
湊山公園	球場分	4R1	1							
湊山公園	出山幹	10	1							
湊山公園	錦公園枝	15R1	1			1				
南公園	南公園引	3R1D	1							
湊山公園	錦公園枝	14R4.14R5.14R6	3			2				
合計			16	0	0	6	5	0	1	

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(NTT)

公園の名称	電話柱		許可物件						
	柱	枝番	1種	2種	3種	支線	Y支線	支柱	支線柱
錦海町2丁目公園	錦海団地幹	16	1						
錦海町2丁目公園	錦海団地幹	16L1					2		1
安倍公園	みのり台団地幹	5R1	1						
石井要害公園	石井団地幹	9	1			2			
上粟島団地1号公園	粟島幹	5L1	1						
上粟島団地1号公園	粟島幹	5L2	1						
河崎団地1号公園	河崎団地幹	2R1	1			2			
河崎団地1号公園	河崎団地幹	2R2	1						
河崎団地2号公園	河崎団地幹	5L5	1						
河崎団地2号公園	河崎団地幹	5L6	1						
河崎団地2号公園	河崎住一幹	8L1U1							1
河崎団地2号公園	河崎住一幹	8L1U2				2			1
御所原公園	山市場幹	6R2	1				1		
御所原公園	山市場幹	6R3	1			2			
三本松公園	三本松住宅幹	22R1	1			1			
立町北公園	住宅連絡幹	6R1	1						
つつじヶ丘公園	つつじ丘	3L2	1			1			
富益団地3号公園	富益住宅幹	1R4				6			1
旗ヶ崎2号公園	中海南幹	39R5	1			3			
旗ヶ崎3号公園	中海南幹	46R5	1						
旗ヶ崎公園	内浜	14L5R1	1						
三旗公園	日レ東幹	10R5	1			5			
宗像団地公園	宗像NT幹	6L4					1		
明治町公園	駅前(二)幹	4S3	1			4			
夜見新開公園	大和苑幹	22号柱	1						
宗像団地公園	宗像NT幹	6L3	1			3			
スタイリッシュ中央公園	住吉東	1S1L4L2	1					1	
スタイリッシュ中央公園	住吉東	1S1L5L2	1					1	
富士見一号公園	富士見三	8	1						
富士見一号公園	富士見三	9	1						
合計			25	0	0	31	4	2	4

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(NTT)

緑地の名称	電話柱		許可物件						
	柱	枝番	1種	2種	3種	支線	V支線	支柱	支線柱
日原663-6	日原団地幹	12R5	1				1		
日原663-6	日原団地幹	12R6	1			1	1		
宗像485-4	日原団地幹	11	1						
宗像485-4	日原団地幹	12	1						
宗像485-4	日原団地幹	13	1			1	1	1	
上後藤3丁目1309-12	区界支	10	1					2	
上後藤3丁目1309-15	区界	14	1						
錦海町3丁目68-1	錦海団地2幹	2R1	1				1		
錦海町3丁目68-1	錦海団地2幹	2R1L1	1			1	1		
道笑町2丁目253	道笑町	13R1	1				1		
道笑町2丁目253	道笑町	15	1						
道笑町2丁目253	道笑町	16	1			1	1		
永江943	青木団地二幹	7					1		1
橋本561-5他1	大袋幹	9L1	1				1		
旗ヶ崎7丁目144-6	中海南幹	30R3L2L1	1				1		
彦名町968-16	河崎住二	2S2	1				1		
福市1900-1	つつじ丘(三)分線	5S1	1			1	1		
米原2丁目1236-8	米川北幹	8L1	1				2	1	
大工町104	製鋼所引	1R2L3,3	2			1	2		
石井402-5	南公園引	3R7	1			1	1		
長砂町465-7	奥長砂二	2S1	1			6			
旗ヶ崎4丁目843-20	旗北8号	3L4R1L4	1						
		合 計	22	0	0	13	17	4	1

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(中国電力)

公園緑地の名称	電柱		許可物件								
	柱	枝番	1種	2種	3種	支線	Y支線	支柱	支線柱	引込柱	管路等
湊山公園	内町支	8分2右1	1			1					
湊山公園	内町支	8分2右2	1			2					
湊山公園	湊山幹	40左4引き1				1				1	
湊山公園	湊山幹	40左5				1					
湊山公園	湊山幹	45左6			1			1			
湊山公園	湊山幹	45左1				1					
湊山公園	湊山幹	45左1右1									21.0m
湊山公園	湊山幹	45左2			1	1		1			
湊山公園	湊山幹	45左5						1			
湊山公園	内町支	8分10	1								
湊山公園	内町支	8分11	1				1				
湊山公園	内町支	8分12		1		1					
湊山公園	内町支	8分13	1								
湊山公園	内町支	8分14	1								
湊山公園	内町支	8分15	1			1					
湊山公園	内町支	8分2右2								1	
湊山公園	内町支	8分6		1			1	1			
湊山公園	内町支	8分7	1								
湊山公園	内町支	8分8	1								
湊山公園	内町支	8分9	1				1				
湊山公園	内町支	8分12枝1		1		1					
湊山公園	内町支	8分15左1			1	2					
湊山公園	内町支	8分15左2			1	1					
湊山公園	内町支	8分15左3			1	2					
湊山公園	内町支	8分16	1			2					
湊山公園	内町支	8分17	1			1		1			
湊山公園	内町支	8分18	1			2					
湊山公園	内町支	8分19	1			1					
湊山公園	内町支	8分2	1								
湊山公園	内町支	8分3	1								
湊山公園	内町支	8分4	1								
湊山公園	内町支	8分5		1							
湊山公園	一般国道	9号線									1.2m
福市公園	大幡幹	76		1							
福市公園	大幡幹	77			1	1					
福市公園	大幡幹	75分1		1		2					
福市公園	大幡幹	76次1			1	1					
福市公園	大幡幹	81分6枝1		1		1					
福市公園	大幡幹	81分6枝2			1			1			
福市公園	大幡幹	81分6枝3			1			1			
南公園	法勝寺幹	41分10		1		1					
南公園	法勝寺幹	41分9		1		1			1		
合計			17	9	9	28	3	7	1	2	

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(中国電力)

公園緑地の名称	電柱		許可物件								
	柱	枝番	1種	2種	3種	支線	Y支線	支柱	支線柱	引込柱	管路等
朝日公園	朝日町支	2左9左2			1		1				
朝日公園	朝日町支	2左9左3		1		2					
石井要害公園	石井団地支	5分3				1			1		
三本松公園	三本松支	15分2				1			1		
上粟島団地1号公園	粟島団地支	4次1		1			1				
旗ヶ崎公園	錦海支	6				1					
目久美公園	目久美幹	20東4			1						
目久美公園	目久美幹	20東5	1			1					
米原南公園	米原団地支	5		1			2				
米原南公園	米原団地支	6			1						
米原南公園	米原団地支	4			1		1				
河崎団地1号公園	河崎団地支	7右1右2		1							
米原西公園	錦三支	3右7		1		1					
日ノ出公園	皆生連絡	12			1			1			
住之江公園	車尾幹	6分3				2			1		
博労町公園	博労町幹	30左2				1			1		
安倍彦名団地公園	安倍団地支	2右1左2左1			1			1			
目久美公園	目久美幹	20東5引1								1	
富士見一号公園	工業支	6分2、6分3									6
立町公園	義方幹	8右3	1					1			
立町北公園	三本松支	1次2左1				1			1		
上粟島団地1号公園	粟島団地支	6			1		1				
葭津公園	内浜幹	197		1							
富益団地2号公園	富益団地支	9左6左1左3		1			1				
錦海町2丁目公園	錦海団地支	21									3
錦海散策の道	錦海団地支	31左6									3
錦海散策の道	錦海団地支	33									3
錦海散策の道	錦海団地支	33左1									3
錦海散策の道	錦海団地支	33左2									3
錦海散策の道	錦海団地支	34									3
錦海散策の道	錦海団地支	35									3
錦海散策の道	錦海団地支	36									3
錦海散策の道	錦海団地支	37									3
明治町公園	明治町支	4右1									3
旗ヶ崎2号公園	南幹	68右3右2左1									3
スタイリッシュ中央公園	住吉幹	57右4左2									3
スタイリッシュ中央公園	住吉幹	57右5左2									3
河崎団地2号公園	河崎団地支	5左5									3
河崎団地2号公園	河崎団地支	5左6									3
旗ヶ崎3号公園	内浜幹	21左5									3
富益団地3号公園	富益団地支	14右5									3
御所原公園	御所原支	13左2									3
御所原公園	御所原支	13左3									3
合計			2	7	7	11	7	3	5	1	63

【内浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(中国電力)

緑地の名称	電柱		許可物件							
	柱	枝番	1種	2種	3種	支線	Y支線	支柱	支線柱	その他柱
三本松4丁目4951	南幹	8西11	1				1			
三本松4丁目4951	南幹	8西10						1		
長砂8-12	商蚕支	26B5			1		1			
三本松2丁目1214-10	中浜幹	7東3左3右2	1			1				
旗ヶ崎9丁目1090-16	住吉幹	63右6右2右1			1	1		1		
福市1840-1	大幡幹	81分2枝10			1	1				
加茂町2丁目229	湊山幹	47右3	1				1			
大崎3439-4	大崎幹	142左10左1		1			1			
目久美町90-19	大幡幹	3C1	1							
陰田町579-72	深浦支	35左18			1		1	1		
陰田町579-72	深浦支	35左19			1		1			
陽田町20-9	陽田支	6		1				1		
旗ヶ崎3丁目166-19	天使園	4左3	1				1			
東町453	湊山幹	28引1								1
上後藤4丁目176-8	天使園支	3右6右4		1		1				
新開2丁目1466-18	皆生幹	48北23左12	1				2			
新開2丁目1466-18	皆生幹	48北23左13	1				1			
三本松2丁目1200-3	中浜幹	7東3左6	1			1	1		1	
		合計	8	3	5	5	11	4	1	1

貸与備品一覧表

公園名：湊山公園

施設名：湊山公園管理センター

符号	品名	品質・形状・その他	数量	備考
1	片袖机		3 台	
2	刈払機	MUR190UDRG	1 台	
3	机	コクヨ	1 台	
4	回転椅子		3 脚	
5	保管庫		1 個	
6	トリマー	MUN500WDRG	1 台	
7	ヘッジトリマー	MUH600DRGX	1 台	
8	冷蔵庫	サンヨーSR-YM80	1 台	
9	更衣ロッカー		2 台	
1 0	ブロワー	MUB184DRGX	1 台	
1 1	デジタルカメラ		1 台	
1 2	ヘッジトリマー	AH 2 3 0	2 台	
1 3	軽貨物自動車		1 台	鳥取 480 う 9116
1 4	チェーンソー	E3980-400	1 台	
1 5	マイクロチップリーダー		1 台	

貸 与 備 品 一 覧 表

公園名：湊山公園

施設名：湊山車庫

符号	品 名	品質・形状・その他	数量	備 考
1	軽貨物自動車		1 台	鳥取 41 え 4789
2	水中ポンプ機	ツルミ SZ 2 5 0	1 台	
3	作業台		1 台	
4	コンプレッサー		1 台	
5	電気鋸	日立 C 7 MA	1 台	
6	チェーンソー	新ダイワ E 1 0 3 2 S	1 台	
7	電気ドリル		1 台	
8	物置		1 基	プレハブ
9	グラインダー	日立 E B K 2	1 台	
1 0	万力		1 台	
1 1	スポーツトラクター	110B ジュニア SR-72H	1 台	

貸 与 備 品 一 覧 表

公園名：湊山公園

施設名：猿舎

符号	品 名	品質・形状・その他	数量	備 考
1	業務用冷蔵庫		1 台	
2	更衣ロッカー		1 台	
3	エアコン	三菱	1 台	
4	重量計		1 台	
5	流し台		2 台	

令和 年 月 日

指定申請書

米子市長 伊 木 隆 司 様

名 称
申請者 所 在 地
代表者氏名
連絡先（電話番号）



地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

※ 添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等の写し）
- 3 条例第4条の規定による申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る次に掲げる書類
 - ア 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表1の各事業年度の所得に係る申告書の写し及び勘定科目内訳明細書（当該申請を行う法人その他の団体が法人税の確定申告を行っている場合に限る。）
 - イ 貸借対照表、財産目録、損益計算書及び収支決算書又はこれらに相当する書類
- 4 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 5 1から4までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(市の施設の名称) の管理業務に関する事業計画書
〔施設の管理業務に対する基本方針〕
〔指定管理者の指定を申請した理由〕
〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（１） 防犯、防災に対する態勢

（２） その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報を保護するための措置〕

〔施設の運営に関する事項〕

- 1 利用者・利用者に対するサービス向上策
- 2 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策
- 3 経費節減のための方策
- 4 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

令和 年 月 日

申 立 書

米子市長 伊 木 隆 司 様

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名

印

(記名押印してください)

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員であつた者であつて、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
 - エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オにおいて同じ。）
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

指定管理業務等管理実績一覧表（委託管理、P F I 等を含め、過去 5 年間に行った全ての業務について記載すること。）

適正に管理を行った事例	地方公共団体から処分、警告、勧告等を受けた事例
・（地方公共団体名） ・（施設概要：施設名、指定期間、指定管理者の選定方法、施設の設置目的、主な実施事業等） ・（評価を受けた内容を具体的に記載）	

※地方公共団体名、施設名、評価又は処分、勧告の内容等を記載すること。

※グループによる管理（コンソーシアム）の事例も記載すること。

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（障がい者雇用促進、男女共同参画推進、環境保護、地域活性化等、過去５年間の取組について記載すること。）

制度・取組の概要	過去５年間の実績
【例】 ・（障がい者の雇用促進の取組） ・（男女共同参画推進の制度） ・（環境保護活動） ・（地域活性化の取組）	【例】 ・（障がい者雇用率） ・（育児休業の取得実績） ・（環境ボランティア活動の実績） ・（住民活動への参加実績）

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

労働環境確認表（使用している全ての労働者の労働環境について、本表提出時の実態に基づいて記入すること。）

使用している労働者数	総数 _____人	うち正職員 _____人	うちパート・アルバイト _____人	うち左記以外の職員 _____人
------------	--------------	-----------------	-----------------------	---------------------

区分	確認項目	確認結果
1 労働条件	(1) 労働契約に定める労働条件は、労働基準法で定める基準による適正な内容である。【基準法13】	はい・いいえ
	(2) 労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示している。【基準法15】	はい・いいえ
	(3) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法89】 (常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)	はい・いいえ 対象外
	(4) 就業規則を労働者に周知させている。【基準法106】 (常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)	はい・いいえ 対象外
2 労働時間	(1) 労働時間の管理並びに休憩、休日及び年次有給休暇の付与を適正に行っている。【基準法32・34・35・39】	はい・いいえ
	(2) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法36】	はい・いいえ 対象外
3 保険加入 ・安全衛生	(1) 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っている。	はい・いいえ
	(2) 常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断を行っている。【安全法66】	はい・いいえ
4 賃金	(1) 賃金の全額を、直接労働者に、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。【基準法24】	はい・いいえ
	(2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。【基準法37】	はい・いいえ
	(3) 賃金台帳を調製し、これに基づき適正に賃金計算を行っている。【基準法108】	はい・いいえ
	(4) 使用している全ての労働者の賃金単価で最も低いものは、右欄のとおりである。	_____円/時間 地域_____ 業種_____

※【基準法〇〇】：労働基準法第〇〇条・【安全法〇〇】：労働安全衛生法第〇〇条

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の項目について、その理由、改善予定等を記入すること。）

【記入要領】

1 各項目の確認結果の欄の「はい」、「いいえ」又は「対象外」のうち、該当するものを○で囲むこと。ただし、区分4の確認項目(4)の確認結果の欄には、金額並びに支払われる地域（都道府県）及び業種を記入すること。

2 区分4の確認項目(4)の確認結果の欄に記入する金額は、次の計算方法によること。

- (1) 時間給制の場合…時間給
- (2) 日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間
- (3) 月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間

ただし、次の賃金を除外する。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

※ 記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

グループ構成団体一覧表

グループの名称		
代表となる法人等	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米 子 市 長 様

(届出者)

所 在 地

商号又は名称

職・氏名

㊞

(法人の場合は記名押印してください)

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日

【注意事項】

- 役員等（当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出された氏名、生年月日等の個人情報とは、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（グループによる管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。

〔グループの場合〕

【例】

- ・（構成団体間の事業内容・規模が当該法人等の規模に見合った業務分担かつ適正な事業運営となっているか。）
- ・（リスク分散及びリスク回避を可能とする対処法）

〔単独事業者の場合〕

【例】

- ・（事業の継承が必要となった場合、短期間に滞りなく移行可能な対応策、その際、事業計画及び収支予算等についての事業継続も可能とするもの）

※リスク回避及び事業継続を可能とする対応策を記述すること。

米子市都市公園等指定管理者候補者選定基準

選定基準	評定（数値は配点）				
	優	やや 優れて いる	普 通	やや 劣って いる	劣
1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。（１５点）					
(1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。（使用許可事務の代行又は取次ぎをさせない場合は、「普通」とする）	5	4	3	2	1
(3) 情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
2 事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（２５点）					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 施設の植栽管理業務に対する基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	5	4	3	2	1
(4) 使用者又は利用者に対するサービス向上策は適切か。	5	4	3	2	1
(5) 使用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5	4	3	2	1
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。（２０点）					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
(2) 経費節減のための方策は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	5	4	3	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4	3	2	1
4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。（４０点）					
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	10	8	6	4	2
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なもののか。	5	4	3	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。	5	4	3	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5	4	3	2	1
(5) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	5	4	3	2	1
(6) 法人等が使用する全ての労働者の労働環境は適正か。	5	4	3	2	1
(7) 法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。	5	4	3	2	1
総合評定（１００点）					
都市公園等の利用の促進に資する取組に対する優遇					
①都市公園等の利用を顕著に促進すると認められる取組を行う事業者	2				
②都市公園等の利用を促進すると認められる取組を行う事業者	1				
地元事業者に対する優遇措置					
①市内業者	米子市内に本社、本店を有する事業者				
②準市内業者	米子市外に本社、本店を有するが、米子市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者				
総合評定（１０４点）					

都市公園等の植栽管理方針
【植栽管理業務に対する基本方針】
【高木（樹高 3 m 以上）の管理、剪定等について】 （１）高木の管理、剪定等に係る基本的な考え方及び管理方法 ※高木の育成に係る基本的な考え方や手法等を具体的に記載すること。 （２）実施体制 ※実施体制の記載については、下記のいずれかの実施体制を選択した上で、その体制を具体的に記載すること。 ①指定管理者に造園技能士（１級）を１名以上配置 ②造園工事業の建設業許可を得ており造園技能士（１級）の配置が可能な施工業者に業務委託
【中低木（樹高 3 m 未満）の管理、剪定等について】 （１）中低木の管理、剪定等に係る基本的な考え方及び管理方法 ※中低木の育成に係る基本的な考え方や管理手法等を具体的に記載すること。 （２）実施体制 ※実施体制の記載については、造園技能士（１級）等の植栽に関する専門的知識を有する者から指導を受けられる体制をどのように構築するか具体的に記載すること。
【剪定等の時期及び管理業務に係る体制（ローテーション）】 ※樹木の管理業務（剪定等）の年間の実施時期や体制（人員等）を記載すること。
【樹種ごとの特記事項など】 ※特に管理に注意が必要な樹種やその他特記事項があれば、その内容を具体的に記載すること。 ※公園内の植栽等が公園区域外に越境している場合の対応についても具体的に記載すること。

米子市都市公園等説明会 参加申込書

令和 年 月 日

団 体 名
所 在 地
所属・職名
担当者氏名
電 話 番 号

下記のとおり、説明会への参加を申し込みます。

記

団 体 名	
参加者職・氏名	
緊急時の連絡先	電話(携帯)番号 () — 担当者氏名

※ 参加者は、1 団体につき、2 人以内とします。

質 問 票

令和 年 月 日

団 体 名	
所 在 地	
所属・職名	
担当者氏名	
電 話 番 号	
質 問 枚 数	枚（ページ番号を記入のこと。）
質 問 項 目	(〇〇公園 募集要項又は資料名・ページ・項目等)
質 問 内 容	

米子市都市公園（〇〇区域）の管理に関する基本協定書 【例】

米子市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり米子市都市公園（〇〇区域）における都市公園及び緑地その他都市公園に類似する施設で甲が定めるもの（以下「都市公園等」という。）の管理に関する協定を締結した。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号。以下「都市公園条例」という。）第21条の規定に基づき米子市都市公園（〇〇区域）の指定管理者に指定された乙が行う都市公園等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（公共性等の尊重）

第3条 乙は、乙は、都市公園等の設置目的、指定管理者の指定の意義並びに第6条第1項に規定する都市公園等の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の処理に当たって求められる公共性及び公平性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 乙は、管理業務の処理に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (2) 地方自治法
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (6) 米子市都市公園条例及び米子市都市公園条例施行規則（平成17年米子市規則第111号）並びに米子市都市公園有料公園施設管理規則（平成17年米子市規則第112号）
- (7) 米子市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年米子市条例第32号）
- (8) 米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）
- (9) 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成17年米子市規則第18号。以下「手続規則」という。）
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

- (11) 米子市行政手続条例（平成１７年米子市条例第２５号）
- (12) 米子市暴力団排除条例（平成２３年米子市条例第２１号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理業務に適用される法令等
（協定の有効期間等）

第５条 この協定の有効期間は、乙の指定管理者の指定期間（以下単に「指定期間」という。）である令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。ただし、管理業務を処理するために指定期間前に行うことが必要な事項に係る規定については、この協定の締結の日から効力を有するものとする。

２ 管理業務に係る事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（管理業務の内容）

第６条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 都市公園等の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - ア 樹木等の管理及び育成
 - イ 施設等の保守点検、補修及び清掃
 - ウ 施設等の警備
 - エ 電気設備、放送設備及び機械設備の操作
 - オ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、ファクシミリ使用料金、下水道使用料等）の支払
 - カ 施設等に係る安全衛生管理
- (2) 都市公園等の利用に関すること。
 - ア 行為許可等による催し等が円滑に行える環境の整備（催し等への協力、施設等の案内等）
 - イ 広報活動の実施
 - ウ 利用者の応接（施設等の案内、苦情対応等）
 - エ 市が占用許可等を行った物件の確認及び不法占用物件等の確認と報告
 - オ 都市公園等の利用の促進に資する事業者との連携及び協力
- (3) 都市公園等内の非常時における初動対応に関すること。
 - ア 待機及び連絡対応
 - イ 被害に関する調査及び報告
 - ウ 応急措置
- (4) その他都市公園等の管理業務のうち、次に掲げるもの。
 - ア 都市公園等の管理業務の処理に必要な体制の整備
 - イ 情報の公開及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置
 - ウ 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - エ 事業計画書及び事業報告書の作成及び提出
 - オ 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - カ 都市公園等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
 - キ 市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市都市公園の運営に関する意

見交換会への出席

ク その他都市公園等の管理業務に関する庶務、経理等の事務

2 乙は、前項に掲げる管理業務を、別添都市公園等（〇〇区域）管理業務仕様書に従い処理するものとする。

3 次に掲げる業務については、甲が直接行うものとする。

(1) 米子市都市公園条例第8条、都市公園法第5条、都市公園法第6条又は地方自治法第238条の4第7項の規定による都市公園等に関する許可に関すること。

(2) 前号の許可に伴う米子市都市公園条例第12条又は米子市都市公園条例第13条の規定、若しくは行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）に基づく都市公園等の使用料の調定及び徴収に関すること。

(3) 本項第1号の許可に伴う電気設備又は水道設備の使用に係る経費の調定及び徴収に関すること。

（管理の基本方針）

第7条 乙は、管理業務の処理に当たっては、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。

2 乙は、市民が広く利用する公の施設としての都市公園等の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な都市公園等の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、都市公園等の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。

（施設等の無償使用）

第8条 乙は、都市公園等の施設等及び都市公園等に備え付けられた備品（甲の所有に係るものに限る。）を、無償で 사용할 ことができる。なお、当該備品を廃止した場合は、代替の備品の貸与は行わない。

2 乙は、都市公園等にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、甲に報告しなければならない。

3 乙は、第1項に規定するセンターの施設等及びセンターに備え付けられた備品を管理業務の処理以外の目的のために使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（管理業務に関する甲の調査及び指示）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙の管理業務の処理の状況について随時報告を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じ、又は協力しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、この協定に定めるもののほか、管理業務の処理について乙に指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

第2章 違反行為への対応及び災害時等の使用

（違反行為への対応）

第10条 乙は、米子市都市公園条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者を発見

した場合は、直ちに、その旨及びその状況を甲に報告するとともに、その者に対し、当該行為を中止し、都市公園を原状に回復し、又は都市公園から退去するよう申し入れるものとする。

(災害時等における優先的使用)

第11条 甲は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、都市公園等の施設等を優先的に使用することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

第3章 管理業務の処理に必要な経費

(管理業務の処理に必要な経費)

第13条 乙は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。

(指定管理料)

第14条 甲は、毎年度、甲の予算の範囲内で指定管理料を乙に支払う。

2 指定管理料の額及び支払方法は、毎年度、別に協定を締結して定めるものとする。

(責任の区分)

第15条 次の表の左欄に掲げる事項に係る甲と乙との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

事 項		責 任 の 区 分
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	乙
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、甲、乙協議して定める。
利用者(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。)への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	乙
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、甲、乙協議して定める。
施設等の修繕	修繕額が60万円以上のもの (ただし、乙が定期的な点検や応急対応等を怠ったことに起因する修繕を除く。)及び災害復旧 (本格復旧に限る)	甲
	修繕額が60万円未満のもの	乙
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		甲
利用者に係る損害賠償保険(指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるものに限る。)への加入		甲(なお、左記に該当しない損害賠償保険については、甲は加入しない。)

2 前項に規定する責任の区分に疑義がある場合又は同項の表の左欄に掲げる事項以外の事項が生じた場合は、甲、乙協議の上、責任の区分を定めるものとする。

(会計の区分)

第16条 乙は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければ

ばならない。

第4章 管理業務の処理

(管理業務の処理体制)

第17条 乙は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。

- 2 都市公園等への職員の配置については、毎年度、別に協定を締結して定める。
- 3 乙は、職員の名簿を甲に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- 4 乙は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、特に十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- 5 乙は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その処理の方法について甲と協議しなければならない。
- 6 乙は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、甲は、何らの責任を負わないものとする。

(管理業務の開始に伴う事務引継ぎ)

第18条 乙は、管理業務を開始する日までに、甲（及び現に管理業務を行っている〇〇〇から事務引継ぎを受けなければならない。

(管理業務の開始に伴う準備)

第19条 乙は、管理業務を開始する日までに、職員となるべき人材を確保し、十分に必要研修を行わなければならない。

- 2 乙は、必要があると認める場合には、管理業務の開始に先立ち、甲に対して都市公園等の施設等の視察を申し出ることができる。
- 3 甲は、乙から前項の規定による申出があった場合は、合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。

(事業計画及び予算)

第20条 乙は、毎年度、甲が指示する期日までに、翌年度における事業計画及び予算に関する書類（以下「事業計画書等」という。）を作成して甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書等について、必要があると認めるときは、乙に対し、その変更を指示することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書等を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、管理経費の配分の変更については、甲に報告すれば足りるものとする。
- 4 乙は、都市公園等の運営に係る企画を実施する場合は、あらかじめ、その内容を甲と協議しなければならない。

(事業報告書)

第21条 乙は、手続条例第11条の規定に基づき、毎年度、甲が指示する期日までに、

事業報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、乙は、毎月、都市公園等の利用の状況その他甲が指示する事項を記載した報告書を作成し、翌月の10日（3月分の報告書については、同月31日）までに、甲に提出しなければならない。

3 甲は、管理業務の処理の状況に関し、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に検査をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（経営状況を説明する書類）

第22条 乙は、手続規則第5条の規定に基づき、毎年度、甲が指示する期日までに、経営状況を説明する書類を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

（委託等の禁止）

第23条 乙は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた一部の業務については、この限りでない。

2 前項ただし書の甲の承認を受けて管理業務の一部の処理を第三者に請け負わせ又は委託する場合は、全て乙の責任及び負担において行うものとし、そのことにより生じた一切の損害及び追加費用については、全て乙が負担するものとする。

（秘密の保持）

第24条 乙及び職員は、管理業務の処理において知り得た甲の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。この協定の終了後も、同様とする。

（文書管理）

第25条 乙は、管理業務の処理に伴い作成し、又は取得した文書を適正に管理し、指定期間の満了後において、甲の指示するところにより、これを甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、この協定の有効期間中、甲が前項の文書を閲覧し、又は複写することを求めた場合には、これに応じなければならない。

（情報公開）

第26条 乙は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第27条 乙は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し甲と同様の責務を有するものとし、甲の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の重要性を認識し、管理業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正かつ厳重に保管するものとし、管理業務を行う施設内又は甲が事前に書面で承諾した場所以外の場所に、個人情報を持ち出してはならない。ただし、乙が、当該個人情報を持ち出すことがやむを得ないものとして、持出しの範囲を定めて個人情報を厳重に管理することを条件に、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

3 乙は、管理業務を処理するために保有する個人情報を管理業務の処理以外の目的のために使用してはならない。この協定の終了後も、同様とする。

4 乙は、管理業務の処理において知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

- 5 乙は、甲の承認を受けることなく、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
 - 6 乙は、管理業務の完了後、前項の資料等を速やかに甲に返還するとともに、自ら収集し、又は作成した個人情報を破棄しなければならない。
 - 7 甲は、乙に個人情報を取り扱わせるに当たって、当該個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対し、当該個人情報の保管について随時に必要かつ適切な調査及び監督を行うことができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。
 - 8 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷（以下この項において「事故」という。）の防止その他当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとし、事故が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
 - 9 前各項に規定するもののほか、甲が個人情報の保護に関し必要と認めるときは、乙に指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。
（利用者団体等との連携協力）
- 第28条 乙は、管理業務の処理に当たっては、都市公園等の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。

第5章 指定の取消し及び業務の停止

（管理業務の継続が困難となった場合の措置）

- 第29条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに、その旨を甲に申し出なければならない。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して改善すべき旨の勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出及びその実施を求めることができる。
 - 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲及び乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し及び管理業務の停止）

- 第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、この協定に定める事項を履行しないとき、又は履行することができる見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が、関係法令等又はこの協定の規定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者の指定の手續又は管理業務の処理に当たり、乙に不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が、正当な理由がなく、第9条第1項の規定により甲が求めた報告を行わず、又は甲が行おうとした調査を拒否し、若しくは妨害したとき。
 - (5) 乙が、正当な理由がなく、第9条第2項の規定による管理業務に関する甲の指示に従わないとき。

- (6) 乙が、前条第2項の規定による改善勧告に対し、定められた期間内に改善計画書を提出せず、又は改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
 - (7) 乙の財務状況の著しい悪化、会社更生若しくは民事再生の申立て等の理由により管理業務の処理が困難と認められ、又は著しく社会的信用を損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (8) 乙が、手続条例第5条各号に規定する欠格条項のいずれかに該当したとき。
 - (9) 前条第1項の規定による申出があったとき。
 - (10) 乙から指定管理者の指定の取消しの申出があったとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理料の返還)

第31条 乙は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、第14条の規定により当該年度分の指定管理料の支払を受けているときは、甲の指示するところにより、当該支払を受けた指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

第6章 指定期間の満了等に伴う措置

(施設等の引渡し)

- 第32条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第30条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、都市公園等の施設等及び都市公園等に備え付けられた備品(甲の所有に係るものに限る。)を、甲の指示する期日までに原状に回復した上で、甲に引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、同項の規定による原状回復を行わず、別に甲が指示する状態で同項に規定する備品を甲に引き渡すことができる。

(必要費等の請求権の放棄)

第33条 乙は、指定期間が満了し、又は第32条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、センターの施設等に投じた必要費又は有益費があっても、これを甲に請求することができない。

(管理業務の終了又は停止に伴う事務引継ぎ)

- 第34条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第32条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲が指示する期日までに、甲又は甲が指定した者に対して事務引継ぎを行わなければならない。ただし、指定期間満了後、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。
- 2 甲は、必要があると認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対し、甲又は甲が指定する者による都市公園等の施設等の視察を申し出ることができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による申出があった場合は、合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。

第7章 都市公園等の廃止等に伴う措置

(都市公園等の廃止又は供用の停止に伴う措置)

第35条 甲は、指定期間の中途において都市公園等を廃止し、又は都市公園等の供用を停止することとなったときは、この協定を解除することができる。この場合において、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

2 前項後段の規定による通知は、同項前段の規定によりこの協定を解除しようとする日の60日前までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定によりこの協定を解除されたことにより損害が生じた場合であっても、甲に対し、その賠償を請求することはできない。ただし、同項後段の規定による通知が、この協定を解除しようとする日の60日前までに行われなかった場合は、乙は、甲に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(都市公園等の供用の休止に伴う措置)

第36条 甲は、修繕、改修その他の事情により都市公園等の供用を一時的に休止する場合は、あらかじめ、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定するところによる都市公園等の供用の休止に伴い管理業務の処理を行わないこととなったことにより損害が生じた場合であっても、甲に対し、その賠償を請求することはできない。

第8章 その他

(損害賠償)

第37条 乙は、管理業務の処理に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

2 乙は、第32条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第38条 乙は、その所在地、代表者等に変更があったときは、遅滞なく、当該変更した事項を証する書類を添えて、甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第39条 乙は、この協定によって生じる乙の権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(協定の変更)

第40条 都市公園等の管理に関し特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第41条 管理業務及びこの協定に関する争訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の解決)

第42条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

乙 (法人等の所在地)
(法人等の名称)
(代表者の職・氏名)

令和〇年度における米子市都市公園（〇〇区域）の管理に関する協定書【例】

米子市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日付けで締結した米子市都市公園（〇〇区域）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、次のとおり令和〇年度における米子市都市公園（〇〇区域）（以下「都市公園（〇〇区域）」という。）の管理に関する協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、基本協定書に定めるもののほか、令和〇年度における都市公園（外浜区域）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理料）

第2条 基本協定書第14条第1項の規定に基づき甲が乙に支払う令和〇年度における指定管理料の額は、年額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。

2 指定管理料は、次の表に定めるところにより分割して支払うものとする。

支 払 時 期	支 払 額
令和〇年4月	〇〇〇〇円
令和〇年7月	〇〇〇〇円
令和〇年10月	〇〇〇〇円
令和〇年1月	〇〇〇〇円

3 乙は、甲の指示する手続に従って、指定管理料の支払を請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、甲が定める方法により、当該請求に係る額の指定管理料を乙に支払わなければならない。

5 基本協定書が解除された場合その他年度の中途において管理業務が終了した場合は、乙は、甲の指示するところにより、既に受領した指定管理料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

（職員配置）

第3条 基本協定書第17条第2項の規定に基づき乙が令和〇年度において配置すべき職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括責任者 1人
- (2) 統括責任者を補佐する者 1人
- (3) その他の職員 〇人以上

（協定の変更）

第4条 令和〇年度における都市公園（〇〇区域）の管理業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更するものとする。

（疑義等の解決）

第5条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

乙 (法人等の所在地)
(法人等の名称)
(代表者の職・氏名)

4 モニタリング

(1) 概要

モニタリングとは、指定管理者による業務において、条例及び規則並びに協定書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを市が確認すること、また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか、市が監視し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理運営の継続が適当でないと認めるときは指定の取消し又は管理業務の停止を行うことも含めたチェック体制のことをいいます。

(2) 目的

ア 施設の設置目的の達成

指定管理者による管理運営は、施設本来の設置目的の達成に資するものである必要があります。そのため、市民の利用状況や評価、指定管理者による管理運営が、施設の設置目的のためにどのような成果を上げたかを把握し、必要な指導を行うことで、より効果的、効率的な管理運営を図ります。

イ リスクの軽減

モニタリングを実施することにより、施設における重大な事故又はその予兆を見逃したり、指定管理者の運営業務や組織そのものが破綻し、施設の運営が継続できないといった状況やコスト削減による公共サービスの水準の低下、管理が不適切であったため行政コストが高くなるといった状況が発生するリスクを軽減します。

ウ 透明性の確保

市の施策や指定管理者の指定に関し、市民に対する説明責任の観点から、施設の管理運営の状況を適切に把握し、その成果を評価検証し、公表します。

エ 履行の確認

実地検査や事業報告書等の確認により、指定管理者のサービスが協定書、事業計画書等で定められた内容、水準を満たしているかどうかを確認し、必要な指導を行うことにより適正な管理運営を確保します。

オ サービスの質の評価

上記の確認作業やアンケート調査等の結果を基に、指定管理者が行っているサービスの水準について、測定し、及び評価し、その原因を分析することにより、更なるサービスの向上に役立てます。

カ サービスの安定性の評価

指定管理業務に係る収支状況や指定管理者である団体の経営状況を確認することにより、施設の管理運営、サービスの提供が継続して安定的になされているかを確認する。それにより課題が見られた場合は、早期に改善が図られるよう指定管理者に指示し、協議します。

(3) スケジュール

	指定管理者	市
		＜施設所管課＞ ＜総務管財課＞
4月	(5)・ア・③ 事業報告書の作成、報告	
5月	(5)・ア・④ 労働環境確認表の作成、報告	事業報告書の確認 労働環境確認表の確認
6月	(5)・ア・⑤ 経営状況を説明する書類の提出 ※決算終了後30日以内	・経営状況を説明する書類の確認 ・モニタリング評価表、業務評価書（施設所管課評価、第三者評価）、選定前評価書（対象者のみ）の作成
7月		事業報告書ホームページ公表 モニタリング評価表、業務評価書、選定前評価書ホームページ公表
8月	(5)・ア・①、②	※運営状況チェック表、訪問時チェック表も、モニタリング評価表と併せて提出 (5)・イ・①、②
9月	【毎日～毎週】 ・日報、週記録の作成（必要に応じて提出）	利用アンケート（QRコード） 月報の確認
10月	・苦情、要望等の記録、整理（月報の報告に併せて提出）	【毎月から四半期に1回】 定期訪問、訪問時チェック表の作成
11月	【毎月】 ・月報の作成、報告	【緊急時、随時】 ・事故等緊急時の対応
12月	・運営状況チェック表の作成、報告（毎月所管課の定めた日までに提出）	・業務の立入調査、独自調査 ・連絡調整会議
1月	【緊急時、随時】 ・事故等緊急時、随時の報告	
2月	・利用者アンケートの実施（年度末までに報告） ・連絡調整会議	
3月		

(4) 方法

ア 指定管理者によるモニタリング

① 業務遂行の記録、自己評価

● 日報・月報

清掃、機器点検、安全対策、施設の利用状況、料金の収納状況、苦情への対策等について日報、月報等に記録します。

● 運営状況チェック表（自己評価）

毎月、自己評価による運営状況のチェックを「運営状況チェック表（自己評価）（別紙Ⅰ）」により行い、その結果を施設所管課へ提出します。

② 利用者アンケート

利用者の意見や要望を把握するため、定期的に（少なくとも年1回）当該施設で提供されるサービスに関する利用者アンケートを実施し、その結果を集計します。実施するアンケートの内容は、あらかじめ、施設所管課と協議して定めます。

なお、結果については、毎年自己評価を行い、今後の管理運営に反映させるとともに、毎年度末までに、施設所管課へ報告するものとします。（任意様式）

③ 事業報告書

毎年度終了後30日以内に、前年度の事業報告書（下記項目）を施設所管課へ提出します。（地方自治法第244条の2第7項、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例第11条）

⇒ 管理業務の実施状況

⇒ 施設の利用状況

⇒ 使用料（利用料金）の収入実績

⇒ 管理業務の実施に係る収支状況

（参考：市 HP トップ⇒市の組織⇒総務部⇒総務管財課⇒指定管理者⇒

指定管理者から提出された各施設の事業報告書を公表します（令和5年度））

【地方自治法】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

【米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例】

（事業報告書の作成及び提出）

第 11 条 指定管理者は、法第 244 条の 2 第 7 項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後 30 日以内（同条第 11 項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日から 30 日以内）に、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1） 管理業務の実施状況

（2） 当該市の施設の利用状況

（3） 使用料又は利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。）の収入の実績

（4） 管理業務の実施に係る収支状況

④労働環境確認表

指定管理者は、施設の管理業務に従事する労働者の労働環境について、毎年 4 月末日の実態に基づいて「労働環境確認表（別紙 5）」を作成し、毎年 5 月末日までに、これを施設所管課へ提出します。

⑤経営状況を説明する書類

毎年度決算終了後 30 日以内に、前年度の決算書その他の財務に関する書類（貸借対照表及び財産目録を含むもの）を施設所管課へ提出します。（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項、第 10 項及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則第 5 条）

【地方自治法】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

【米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則】

(経営の状況に関する報告)

第5条 指定管理者は、毎年度、市長の定める期間内に、その経営状況を説明する書類を市長に提出しなければならない。

イ 市の施設所管課が行うモニタリング

モニタリングは、全ての指定管理者制度導入施設について行うものとし、利用者の立場に立った施設運営のために、指定管理者と協議し、適切な運営に努めるものとします。

施設所管課は、以下の資料を総務管財課に報告するものとします。

ア 事業報告書

イ 労働環境確認表（別紙5）

ウ 経営状況を説明する書類

エ モニタリング関係資料

- ・運営状況チェック表【自己評価】（別紙1）
- ・訪問時チェック表（別紙6）
- ・モニタリング評価表（別紙2）
- ・指定管理者選定前評価書（別紙7）
- ・業務評価書（別紙3）
- ・改善指示書（別紙4）（該当がある場合のみ）

※総務管財課は、上記ア、エについて、結果を集約し、ホームページにて公表します。

①業務遂行の確認

●定期訪問（1カ月～3カ月ごと）

指定管理者の業務遂行の状況の確認を把握するため、1か月から四半期毎に定期訪問を実施し、その結果を「訪問時チェック表（別紙6）」により行います。また、指定管理者から業務報告書等の関係書類の提出を求め、その内容を確認し、毎事業年度終了後に「モニタリング評価表（別紙2）」を作成します。その際、上記「訪問時チェック表」（別紙6）も併せて提出します。

(参考：市HPトップ⇒市の組織⇒総務部⇒総務管財課⇒指定管理者⇒

指定管理者の業務内容についての評価を公表します（令和5年度上期）)

●連絡調整会議（随時）

業務の実施方針等の確認を要する場合など、必要に応じて開催します。

②利用者アンケート（QRコード）

利用者が随時、意見等を提出できるよう、各施設内にとっとり電子申請サービスを利用したQRコードを設置しています。

利用者が回答したアンケートは、施設所管課及び総務管財課のメールアドレスに通知が送信される設定としています。利用者からの回答があった場合は、モニタリング評価表にその内容を記載してください。

【QRコード】

施設ご利用のみなさまへ

ご意見・ご要望をお聞かせください

施設名：米子市弓浜コミュニティ広場



- 今後のより良い施設運営の参考にさせていただきますので、アンケートにご協力ください。
- QRコードを読み取って回答をお願いします。（※通信費はご回答者様のご負担となります）
- アンケートの所要時間は最短で3分程度です。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

〈お問い合わせ〉

【施設に関すること】米子市 まちづくり企画課 ☎（0859）23-5373

【アンケートに関すること】米子市 調査課 ☎（0859）23-5307

※アンケート受信後の内容の確認は「QRコードによるアンケート内容確認方法（別紙8）」を参照してください。

③事業の収支状況の確認

指定管理者から提出された収支状況の報告書等に基づき、経理の状況について確認します。

④経営状況の確認

施設所管課は、指定管理者から提出された決算書等に基づき、指定管理者が引き続き安定的に公の施設の管理業務を行うことができるかどうかを確認します。

⑤管理運営業務の評価、指示

施設所管課は、業務遂行確認や事業報告書等の確認の結果に基づき、毎年度、指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果を「業務評価書（別紙３）」により指定管理者に通知するものとします。作成に当たり、施設の管理運営状況を把握し、適切な評価及び助言を行うことができる施設の利用者団体その他の第三者によるモニタリング結果の検証と評価を受け、施設所管課の評価とともに公表します。

更に管理運営の是正や改善が必要な場合は、「改善指示書（別紙４）」を通じて指示を行います。

改善指示を受けた指定管理者は、対応策を「改善計画書」（任意様式）として取りまとめ、市に提出するとともに、改善に取り組むものとします。

【第三者評価に関する基本方針】

指定管理者による施設の管理運営業務のサービス水準の維持・向上及び財務状況等について市が実施した調査・評価などのモニタリング結果について、より客観性を高めるため指定管理施設評価委員会〔仮称〕（以下「評価委員会」という。）を設置し、市のモニタリング結果の検証と評価を実施する。

・原則として、施設ごとに複数の利用者代表等外部委員による評価委員会を設置する。ただし、複数の施設を一括して評価する場合は、事前に総務管財課と協議する。

・既に第三者を含み、又は第三者による運営委員会等を設置している施設については、その組織を評価委員会とみなし、評価を行う。

⑥労働環境の確認

施設所管課は、指定管理者から提出された「労働環境確認表」（別紙５）に基づき、施設の管理業務に従事する労働者の労働環境について確認します。（ア④労働環境確認表）

(5) モニタリング選定前評価

令和7年度以降に選定された指定管理者に対して、4(4)イ①で行うモニタリングとは別に選定前評価を実施してください。

ア 目的

モニタリングの結果を次回公募時における選考時の評価項目とする。

イ 実施年度

次期指定管理者の選定を行う前年度

ウ 対象期間

指定管理初年度から次期指定管理者の選定を行う前々年度

※選定スケジュールの都合上、選定を行う前々年度までの評価となります。

エ 実施内容

各年度ごとに実施したモニタリング評価の点数を「指定管理者選定前評価書（別紙7）」に、入力します。

オ 実施スケジュール

【例】※指定期間5年、令和8年度から12年度まで指定の場合

(令和8年度 前指定期間の最終年度のモニタリング評価)	
令和9年度	通常モニタリング(令和8年度の活動の評価)
令和10年度	通常モニタリング(令和9年度の活動の評価)
令和11年度	通常モニタリング(令和10年度の活動の評価)
+ 選定前評価(令和8～10年度の結果を評価)	
令和12年度	通常モニタリング(令和11年度の活動の評価)

※選定前評価期間・

【変更点】

- 従来、年2回(上期・下期)実施していたモニタリングは、令和7年度に選定された指定管理者から、各年度ごとの1回に加え、選定前評価の実施に変更します。

カ 選定前評価の基準

① 条例上自主事業の実施が可能な施設

指定期間が5年の場合、 $100\text{点} \times 3\text{年度} = 300\text{点満点}$ とし、合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

評価結果	選定時における実施の内容
合計得点が270点以上	総合評価に2点加点する。
合計得点が255点以上270点未満	総合評価に1点加点する。
合計得点が180点以上255点未満	加点・減点無し。
合計得点が150点以上180点未満	総合評価から1点減点する。
合計得点が150点未満	総合評価から2点減点する。

<指定期間が6年以上の場合>

指定期間が6年以上の場合、満点は $100\text{点} \times (4(5)\text{ウ対象期間})$ 年度で算出し、以下の表のとおり合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

評価結果	選定時における実施の内容
合計得点が（満点 $\times 90\%$ ）点以上	総合評価に2点加点する。
合計得点が（満点 $\times 85\%$ ）点以上 （満点 $\times 90\%$ ）未満	総合評価に1点加点する。
合計得点が（満点 $\times 60\%$ ）点以上 （満点 $\times 85\%$ ）未満	加点・減点無し。
合計得点が（満点 $\times 50\%$ ）点以上 （満点 $\times 60\%$ ）未満	総合評価から1点減点する。
合計得点が（満点 $\times 50\%$ ）点未満	総合評価から2点減点する。

<指定期間が5年未満の場合>

6ページに記載の《補足1：指定の期間》の趣旨のとおり、指定管理期間は5年を基本とすることを考えていることから、選定前評価の対象とはしません。

② 条例上自主事業の実施が不可能な施設

指定期間が5年の場合、90点×3年度＝270点満点とし、合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

評価結果	選定時における実施の内容
合計得点が243点以上	総合評価に2点加点する。
合計得点が230点以上243点未満	総合評価に1点加点する。
合計得点が162点以上230点未満	加点・減点無し。
合計得点が135点以上162点未満	総合評価から1点減点する。
合計得点が135点未満	総合評価から2点減点する。

<指定期間が6年以上の場合>

指定期間が6年以上の場合、満点は90点×（4(5)ウ対象期間）年度で算出し、合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

評価結果	選定時における実施の内容
合計得点が（満点×90％）点以上	総合評価に2点加点する。
合計得点が（満点×85％）点以上 （満点×90％）未満	総合評価に1点加点する。
合計得点が（満点×60％）点以上 （満点×85％）未満	加点・減点無し。
合計得点が（満点×50％）点以上 （満点×60％）未満	総合評価から1点減点する。
合計得点が（満点×50％）点未満	総合評価から2点減点する。

<指定期間が5年未満の場合>

6ページに記載の《補足Ⅰ：指定の期間》の趣旨のとおり、指定管理期間は5年を基本とすることを考えていることから、選定前評価の対象とはしません。

キ その他

次期指定管理者の選定を非公募で行う施設については、加点または減点等を行う必要はありません。

(別紙1)

米子市〇〇〇センター 運営状況チェック表（自己評価）（令和 年 月）

施設名	
施設所管課	部 課
指定管理者名	(チェック表作成者：)
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

評価対象	評価項目	評価	特記事項
1 職員の基本的要件	職員による管理業務の処理体制は適切か		
	職員は業務の内容を十分に把握して業務に当たっているか		
	職員の言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切か		
2 建物管理	利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか 管理記録は適切に記録、保管されているか		
3 設備管理	利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか 管理記録は適切に記録、保管されているか		
4 備品管理	利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか 管理記録は適切に記録、保管されているか		
5 外構・駐車場管理	利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか 管理記録は適切に記録、保管されているか		
6 植栽管理	樹木・花壇等は良好な外観で適切に管理されているか		
7 草刈・除草	草刈りや除草は適切に行われているか		
8 清掃作業	施設内、敷地内全体が清潔に保たれているか		
	トイレトペーパー、消毒用品、手洗用石鹸等の備品は常に補給されているか		
9 避難経路	避難経路に障害物はないか		

10 情報公開・個人情報	情報公開の取組、個人情報等の管理は適切か		
11 利用促進	広報活動等を実施し、施設の利用促進を図っているか		
12 利用許可等	スムーズな利用許可、案内等ができていますか		
13 運営	利用者の平等な利用が確保されているか		
	予定された自主事業の運営は滞りなく行えているか		
	予算の範囲内で適切に事業を執行しているか		
	苦情の処理は適切に行っているか		
	利用者へのアンケートを実施し、要望把握と改善を行っているか		
【総評（指定管理者自己評価）】			

※ 施設の性格や設置目的等により、評価項目は追加、変更できる。

※ 評価区分 A（優 良）＝協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である

B（良 好）＝協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である

C（課題含）＝協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある

D（要改善）＝協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である

※ 特記事項欄は、評価を行った確認方法（例：目視確認、台帳確認、資料確認等）と当該評価を行った理由を記載すること。

※総評欄は、事業計画書等との整合性を検証し、自己評価、業務の改善方策等を記入する。

(別紙2)

令和 年度「米子市〇〇〇センター」モニタリング評価表〔令和 年 月〕

施設名			
施設所管課	部 課		
指定管理者名	団体名		
	所在地		
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
選定方法	公 募 ・ 非公募		
施設の設置目的			
主な実施事業			

評価項目	評価基準	評価	特記事項
I 履行の確認 (60点)			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1)管理体制	施設の管理体制が明確になっており、基準に基づいた適切な人員配置がなされているか 安全対策、危機管理体制などが十分に講じられているか		
(2)職員研修	職員の業務に必要な資質・能力の向上を図るための研修・教育が適切に行われたか		
(3)利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか		
2 利用者に関する業務			
(1)利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準であるか ※1		
(2)利用者の要望把握等	利用者の要望の把握及びその実現策は適切に行われているか		
3 保守点検及び清掃等の業務			
(1)保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か		
(2)清掃・維持業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か		

(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か		
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か		
4 自主事業の実施に関する業務	事業計画書に沿った自主事業が適切に行われたか ※条例上自主事業の実施が可能な施設に限る。		
5 情報公開・個人情報に係る措置	情報公開・個人情報保護に係る措置は適切に行われたか		
6 管理目標	施設の現状を正しく認識し、今後の在り方についての提案は具体化されているか		
Ⅱ サービスの質の評価 (25点)			
1 利用者満足度	利用者へのサービスの質を維持・向上させるための提案は具体化されているか 利用者アンケート等を実施し、その結果は妥当であるか		
2 維持管理業務	日常清掃業務や衛生管理、備品などの設備の維持管理は適正に行われ、良好な状態で施設の利用が行われているか		
3 運営業務	事業運営について、サービス水準の向上のための創意工夫が見られるか 利用許可などの利用者への接客・対応は適切であるか		
4 自主事業	実施された事業内容は、施設の設置目的に沿い、サービス水準の向上に寄与する質の高いものであるか ※条例上自主事業の実施が可能な施設に限る。		
5 施設の効用	施設の効用を最大限に発揮し、設置目的の達成に資することができる管理運営内容であったか		
Ⅲ サービスの安定性の評価 (15点)			
1 事業収支	指定管理業務の事業収支は妥当であるか ※2		
2 経営状況	指定管理業務の経営状況分析指標の結果は妥当であるか ※3		
3 団体等の経営状況	団体の経営状況分析指標の結果は妥当であるか ※4		

【総評（所管課評価）】	合計点 （ ）点 / （ ）点 ×100＝（ ） 平均点 （ ）点
-------------	---

※施設の性格や設置目的により、評価項目は追加、変更できる。

※評価区分 A（優 良）＝協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。（5点）

B（良 好）＝協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。（3点）

C（課題含）＝協定書等の基準を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。（1点）

D（要改善）＝協定書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。（0点）

※特記事項欄は、評価を行った確認方法（例：立入調査、台帳確認、資料等確認）と当該評価を行った理由を記載する。

※総評欄は、事業計画書等との整合性を検証し、評価、業務の改善方策等を記入する。

※合計点は小数点第1位を四捨五入、平均点は小数点第2位を四捨五入とする。

【補足資料】

1 利用状況

項 目	本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A	前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B	対 比 A－B	対 比 A/B（％）	対比が±20%を超える場合は増減理由を記載
開館日数			0	0.0	
施設利用者数			0	0.0	
施設稼働率			0.0	0.0	
事業開催数			0	0.0	

2 事業収支

（1）収 入

項 目	本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A	前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B	対 比 A－B（円）	対 比 A/B（％）	対比が±20%を超える場合は増減理由を記載
利用料収入			0	0.0	
指定管理料			0	0.0	
自主事業収入			0	0.0	
〇〇〇〇			0	0.0	
〇〇〇〇			0	0.0	
〇〇〇〇			0	0.0	
その他			0	0.0	
合 計	0	0	0	0.0	

（2）支 出

項 目	本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A	前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B	対 比 A－B（円）	対 比 A/B（％）	対比が±20%を超える場合は増減理由を記載
人件費			0	0.0	
消耗品費			0	0.0	
光熱水費			0	0.0	
外部委託費			0	0.0	
〇〇〇〇			0	0.0	
〇〇〇〇			0	0.0	
その他			0	0.0	
合 計	0	0	0	0.0	

3 経営状況分析指標

項 目	本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A	前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B	対 比 A－B	対 比 A/B（％）	備 考
①事業収支	0	0	0	#DIV/0!	
②利用料金比率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
③人件費比率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
④外部委託費比率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
⑤利用者当たり 管理コスト	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
⑥利用者当たり 自治体負担コスト	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

①事業収支：（収入－支出）

事業全体が黒字で施設の管理運営ができているかどうか確認する。赤字の場合は、管理継続性の面での課題を解決し、黒字化のための方策を検討する。

②利用料金比率：（利用料金収入/収入×１００）

収入に占める利用料金の割合。指定管理者の収入源がどこにあり、それが安定したものであるかを確認する。

③人件費比率：（人件費/支出×１００）

支出に占める人件費の割合。支出の中で人件費が減らされすぎていないか、又は費用がかかりすぎていないかを確認する。

④外部委託比率：（外部委託費合計/支出×１００）

支出に占める外部委託費の割合。外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。

⑤利用者当たり管理コスト：（支出/延べ利用者数）

利用者１人当たりにかかる費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

⑥利用者当たり自治体負担コスト：（指定管理料/延べ利用者数）

利用者１人当たりにかかる自治体の費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

4 団体等の経営状況

項 目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	備 考
①自己資本比率						
②流動比率						
③固定長期適合率						
④総資産経常利益率						
評 価	(以上の指標を参考に評価する。)					

※貸借対照表と損益計算書を基に計算する。太枠内に今年度の数値を記載し、左側に過去4年分を記載する。

①自己資本比率

総資産（資産合計）に占める自己資本（純資産合計）の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らず経営をしているかを示す。比率が高いほど借金（負債合計）に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。一般的には、70%以上なら理想企業、40%以上なら倒産しにくいとされている。

自己資本比率（%）＝自己資本÷総資産×100 【例】 $800 \div 2,000 \times 100 = 40.0\%$

②流動比率

団体の短期的な支払能力を示す指標。1年以内に現金化できる資産を「流動資産」、1年以内に支払を要する負債を「流動負債」といい、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。流動資産（すぐに準備できるお金）の方が多いほど、支払能力が高いことを示す。100%以上であれば問題ない。100%未満であれば資金繰りが苦しいとされる。

流動比率（%）＝流動資産÷流動負債×100 【例】 $1,100 \div 700 \times 100 = 157.1\%$

③固定長期適合率

固定資産をどの程度、自己資本（純資産合計）と固定負債で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、又は換金しない固定資産を返済義務のない自前の資金である自己資本（純資産合計）と長期で調達したお金（固定負債）でどれだけ賄えるかを見る。100%未満であれば問題ないが、100%以上の場合は固定資産の維持調達について流動負債にも依存していることを示すことから、資金繰りが苦しいと考えられるとされる。

固定長期適合率（%）＝固定資産÷（固定負債＋自己資本）×100 【例】 $900 \div (500 + 800) \times 100 = 69.2\%$

④総資本経常利益率

団体の総合的な収益力を示す指標。団体の総資産（資産合計）に対して、どれだけの経常利益を稼ぎ出しているかを示す。比率が高いほど資本を効率的に運用し、収益を上げている。

総資本経常利益率＝経常利益÷総資産×100 【例】 $200 \div 2,000 \times 100 = 10.0\%$

※補足資料1～4の各比率については小数点第2位を四捨五入とする。

■貸借対照表（例）

【資産の部】	【負債の部】
流動資産	流動負債
現金及び預金 400	買掛金 400
受取手形 500	短期借入金 300
有価証券 200	流動負債合計 700
流動資産合計 1,100	固定負債
固定資産	社債 300
建物及び構築物 200	退職給付引当金 200
土地 500	固定負債合計 500
投資有価証券 200	負債合計 1,200
固定資産合計 900	【純資産の部】
	資本金 600
	利益剰余金 200
	純資産合計 800
資産合計 2,000	負債純資産合計 2,000

■損益計算書（例）

売上高	3,000
売上原価	1,200
売上総利益	1,800
販売費及び一般管理費	1,200
広告	700
人件費	500
営業利益	600
営業外収益	200
受取利息	200
その他	0
営業外費用	600
支払利息	200
社債利息	0
経常利益	200
特別利益	100
外国為替	100
特別損失	50
固定資産売却損	50
税引前当期純利益	250
法人税・住民税等	50
当期純利益	200

5 利用者からの苦情の内容とそれに対する市・指定管理者の対応や市から指定管理者への指導状況

--

6 利用者アンケートの結果（※ＱＲコードによる利用者アンケートを含む）

--

(別紙3)

〇〇起第〇〇〇〇号 - 1

令和 年 月 日

(施設名)

(指定管理者)

(代表者名)

様

米子市長 〇〇〇〇 印

令和 年度「米子市〇〇〇センター」指定管理者業務評価書

施設名	
施設所管課	部 課
指定管理者名	
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (年目)

【モニタリング終了後の総評】・事業計画書、収支予算書と実際の業務内容を比較して記入する。

・毎月の「運営状況チェック表（自己評価）」、毎年の「モニタリング評価表」
で確認した内容等を記入する。

【施設所管課】

【第三者評価】

【今後の業務改善方策等の特記事項】

【施設所管課】

【第三者評価】

(別紙4)

〇〇起第〇〇〇〇号 - 1

令和 年 月 日

(施設名)

(指定管理者)

(代表者名)

様

米子市長 〇〇〇〇 印

「米子市〇〇〇センター」指定管理業務に関する改善指示書

貴社（貴団体）と本市の間において、令和 年 月 日付けで締結した「米子市〇〇〇センターの管理に関する基本協定」に定める管理業務に関し、本市による所定のモニタリングの結果、

- 1 不履行・遅延の認められる業務
- 2 サービス水準が不十分であると認められる業務
- 3 苦情への対応が不十分であると認められる業務
- 4 その他（ 業務）がありましたので、

下記のとおり業務の改善を指示します。

なお、本指示書において指示した業務改善がなされない場合、本市は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、貴社（貴団体）に対する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

記

- 1 改善が必要と認められる業務

- 2 業務改善指示の内容

(別紙5)

米子市〇〇〇センター指定管理者 労働環境確認表

(令和 年 月)

施設名				
施設所管課	部 課			
指定管理者名	(確認表作成者：)			
管理業務に従事する労働者数	総数 _____人	うち正職員 _____人	うちパート・アルバイト _____人	うち左記以外の職員 _____人

区分	確認項目	確認結果
1 労働条件	(1) 労働契約に定める労働条件は、労働基準法で定める基準による適正な内容である。【基準法13】	はい・いいえ
	(2) 労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示している。【基準法15】	はい・いいえ
	(3) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法89】 (常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)	はい・いいえ 対象外
	(4) 就業規則を労働者に周知させている。【基準法106】 (常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)	はい・いいえ 対象外
2 労働時間	(1) 労働時間の管理並びに休憩、休日及び年次有給休暇の付与を適正に行っている。【基準法32・34・35・39】	はい・いいえ
	(2) 時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法36】	はい・いいえ 対象外
3 保険加入 ・安全衛生	(1) 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っている。	はい・いいえ
	(2) 常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断を行っている。【安全法66】	はい・いいえ
4 賃金	(1) 賃金の全額を、直接労働者に、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。【基準法24】	はい・いいえ
	(2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。【基準法37】	はい・いいえ
	(3) 賃金台帳を調製し、これに基づき適正に賃金計算を行っている。【基準法108】	はい・いいえ
	(4) 管理業務に従事する労働者の賃金単価で最も低いものは、右欄のとおりである。	_____ 円/時間

※【基準法〇〇】：労働基準法第〇〇条・【安全法〇〇】：労働安全衛生法第〇〇条

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の項目について、その理由、改善予定等を記入すること。）

（市記入欄）改善報告日：令和 年 月 日

【作成、提出等について】

- 1 各項目の確認結果の欄の「はい」、「いいえ」又は「対象外」のうち、該当するものを○で囲むこと。
ただし、区分4の確認項目(4)の確認結果の欄には、金額を記入すること。
- 2 区分4の確認項目(4)の確認結果の欄に記入する金額は、次の計算方法によること。
 - (1) 時間給制の場合…時間給
 - (2) 日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間ただし、次の賃金を除外する。
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 3 本確認表は、毎年4月末日の実態に基づいて作成し、毎年5月末日までに施設所管課へ提出すること。
- 4 特記事項の欄に改善予定等を記入した確認項目について改善が図られたときは、遅滞なくその旨を施設所管課へ報告すること。
- 5 本確認表は、公表しない。ただし、確認項目について改善が必要と認められた指定管理者の数及び確認項目について改善が図られた指定管理者の数については、公表することがある。

訪問時チェック表 (令和 年 月)

施設名	
施設所管課	
指定管理者名	
点検者名	

対 象	項 目	評 価	備 考
1 職員の基本的要件	職員の言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切か	A B C	
2 建物管理	利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか	A B C	
3 設備管理	利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか	A B C	
4 備品管理	利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか	A B C	
5 外構・駐車場管理	利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか	A B C	
6 植栽管理	樹木・花壇等は良好な外観で適切に管理されているか	A B C	
7 草刈・除草	草刈りや除草は適切に行われているか	A B C	
8 清掃作業	施設内、敷地内全体が清潔に保たれているか	A B C	
	トイレトペーパー、消毒用品、手洗用石鹸等の備品は常に補給されているか	A B C	
9 避難経路	避難経路に障害物はないか	A B C	
その他		A B C	
		A B C	
		A B C	
【総評】			

※ 施設の性格や設置目的等により、評価項目は変更できる。追加がある場合は、その他へ記載する。

※ 評価区分 A (優 良) = 協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である

B (標 準) = 協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である

C (課題有) = 協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある

(別紙7)

〇〇起第〇〇〇〇号 - 1

令和 年 月 日

(施設名)

(指定管理者)

(代表者名)

様

米子市長 〇〇〇〇 印

令和 年度「米子市〇〇〇センター」指定管理者選定前評価書

施設名	
施設所管課	部 課
指定管理者名	
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (年目)

評価対象年度	モニタリング評価表における合計点
令和 年度	点
令和 年度	点
令和 年度	点
合計	点

【次期指定管理者の選定時における実施の内容（公募の場合）】

選定時における実施の内容	次期選定時に該当するものに○
総合評価に2点加点する。	
総合評価に1点加点する。	
加点・減点無し。	
総合評価から1点減点する。	
総合評価から2点減点する。	